

特殊法人に関する
調査結果に基づく通知

- 公団、事業団等の財務内容等に関する
調査結果のフォローアップを中心として -

平成 14 年 7 月

総務省行政評価局

前書き

特殊法人は、社会資本の整備や政策的な融資、社会政策的な事業の展開を担うなど、行政の一翼を担う法人であり、国の政策過程における実施部門として大きな役割を果たしてきた。しかし、特殊法人の事業内容やその運営等については、従来から様々な問題点が指摘されており、政府は、行政の減量化と新たな時代への要請にこたえる観点から、その改革の推進に取り組んできている。

総務省行政評価局（平成 13 年 1 月の中央省庁再編前は、総務庁行政監察局）は、特殊法人について財務内容の公開が強く求められていることを受け、行政監察の結果に基づき行った勧告（平成 8 年 12 月）を踏まえ、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案の取りまとめに当たるなど、特殊法人のディスクロージャーの推進に寄与してきた。

総務庁行政監察局（当時）では、平成 9 年 12 月から 12 年 11 月にかけて、公団・事業団を中心とする 34 法人について一連の特殊法人の財務内容に関する調査を実施した。一連の調査は、すべての特殊法人について統一的なディスクロージャーが平成 8 会計年度分から実現して特殊法人の経営内容を把握・分析する基盤が整ったことを踏まえ、特殊法人の財務の状況をより分かりやすく明らかにするとともに、各法人が担う事業や事務をいわば経営分析的な観点から評価することを目的として、実施したものである。

このため、一連の特殊法人の財務内容に関する調査においては、従来の行政監察のような個別的な運営の改善を求める勧告は行っていない。むしろ、特殊法人又はその事業が当面する大きな課題等を財務的な側面から明らかにすることにより、その経営状況を全体的に評価することに力点を置いた。また、調査結果の公表を幅広く特殊法人の在り方の見直しを進めるための一つの出発点と位置付け、広範かつ十分な情報提供を行うことに努めた。

調査結果の公表を契機に、提起した課題に対する当該特殊法人及びその所管官庁の取組の状況を把握し、必要に応じ更なる推進を図るべきであるとの声が各方面から当局に寄せられた。

他方、特殊法人改革をめぐる情勢は、平成 12 年末以降、大きな転換をみせた。具体的には、「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行う

こととされるとともに、13年6月には、この特殊法人等の見直し作業に法的な枠組みを与える特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）が成立した。同法の下、内閣総理大臣を本部長とする特殊法人等改革推進本部において、特殊法人等の事業内容の徹底した見直しとその結果を踏まえた組織形態の見直しが行われた結果、13年12月19日、廃止、民営化、独立行政法人化等の組織形態の改革及び事業内容の見直し等、17年度末までの「集中改革期間」中に政府として実現を図る特殊法人改革の内容を定めた「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定された。

この調査は、以上のような状況を踏まえつつ、一連の特殊法人の財務内容に関する調査結果に基づき提起した課題について、その後の改善措置状況をフォローアップし、留意すべき点をデータに基づいて明らかにすることにより、対象法人についての今後の改革の着実な推進に資するために実施したものである。

なお、調査対象である特殊法人の事業のうち、独立行政法人に引き継がれるものに関しては、独立行政法人制度における評価システムの下で、各所管省に置かれている「独立行政法人評価委員会」及び総務省に置かれている「政策評価・独立行政法人評価委員会」の定期的な評価を通じて、事業運営の効率性や提供されるサービスの質の一層の向上が図られていくことが期待されている。

目次

1 特殊法人の財務調査と特殊法人等の改革の進展

2 課題に対する対応状況

(1) 新たな組織や事業の在り方について、内閣に置く「第三者機関」で一体的に検討し具体的内容をまとめることとされたもの（5事業（4法人））

- 1) 日本道路公団の高速道路事業
- 2) 日本道路公団の一般有料道路事業
- 3) 首都高速道路公団の首都高速道路事業
- 4) 阪神高速道路公団の阪神高速道路事業
- 5) 本州四国連絡橋公団の本州四国連絡道路事業

- (2) 事業そのものの廃止が決定されたもの（6事業（4法人））
- 1) 労働福祉事業団の融資事業
 - 2) 国際協力事業団の開発投融資事業
 - 3) 国際協力事業団の移住関係事業（移住投融資事業及び入植地事業）
 - 4) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の雇用促進融資事業
 - 5) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の移転就職者用宿舎及び福祉施設の管理運営事業
 - 6) 年金資金運用基金（旧年金福祉事業団）の施設事業

- (3) 新規の事業を原則として行わないことが決定されたもの（2事業（2法人））
- 1) 水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業
 - 2) 運輸施設整備事業団の債務償還業務（償還資金の一部を活用して行う鉄道整備費無利子貸付等事業）

- (4) 提起した課題に対する取組に着手した段階にあることなどから、その成果を確実なものとするため、改善のための努力を継続していくことが必要であるもの（27事業（20法人））

- ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの（9事業（7法人））

- 1) 緑資源公団（旧森林開発公団）の大規模林道事業
- 2) 緑資源公団（旧農用地整備公団）の農用地総合整備事業等
- 3) 国際協力事業団の技術協力事業
- 4) 社会福祉・医療事業団の医療・福祉貸付事業
- 5) 科学技術振興事業団の基礎的研究推進事業
- 6) 農畜産業振興事業団の畜産関係事業
- 7) 核燃料サイクル開発機構（旧動力炉・核燃料開発事業団）の高速増殖炉開発事業等
- 8) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の新エネルギー技術開発事業
- 9) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術研究開発事業

- イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き続き効率的な資産運用に努めることが必要であるもの（7事業（7法人））

- 1) 簡易保険福祉事業団の簡易生命保険資金運用事業
- 2) 金属鉱業事業団の鉱害防止事業基金の管理
- 3) 社会福祉・医療事業団の長寿・子育て・障害者基金事業
- 4) 日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業

- 5) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の小規模企業共済事業
- 6) 勤労者退職金共済機構（旧中小企業退職金共済事業団）の中小企業退職金共済事業
- 7) 年金資金運用基金（旧年金福祉事業団）の資金運用事業

ウ その他改善効果を確実なものとするために継続的な取組が必要であるもの（11事業（9法人））

- 1) 緑資源公団（旧森林開発公団）の水源林造成事業
- 2) 日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設・貸付・譲渡事業
- 3) 新東京国際空港公団の空港の設置・管理事業
- 4) 石油公団の探鉱投融资・債務保証事業
- 5) 石油公団の石油備蓄事業（国家備蓄）
- 6) 地域振興整備公団の貸付事業
- 7) 宇宙開発事業団のロケット・人工衛星事業
- 8) 科学技術振興事業団の開発あっせん事業
- 9) 科学技術振興事業団の科学技術情報流通事業
- 10) 日本勤労者住宅協会の住宅分譲事業
- 11) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の職業能力開発事業

(5) 提起した課題に対する取組が行われているものの、経営内容の改善に向けて一層の取組が必要であるもの（17事業（13法人））

ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行われるもの（8事業（6法人））

- 1) 金属鉱業事業団の探鉱資金融資事業等
- 2) 環境事業団の建設譲渡・融資事業
- 3) 運輸施設整備事業団の船舶共有建造事業
- 4) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の高度化融資・出資事業
- 5) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の中小企業倒産防止共済事業
- 6) 日本育英会の奨学事業
- 7) 奄美群島振興開発基金の保証事業
- 8) 奄美群島振興開発基金の融資事業

イ 建設した施設等の利用料金、販売収入等により投下資金を回収し又は費用を賄う仕組みで事業が行われるもの（7事業（6法人））

- 1) 地域振興整備公団の土地造成事業
- 2) 都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の都市基盤整備事業

- 3) 都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の鉄道事業
- 4) 労働福祉事業団の労働福祉事業（労災病院の設置・運営）
- 5) 簡易保険福祉事業団の加入者福祉施設事業
- 6) 日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設事業
- 7) 関西国際空港株式会社の空港の設置・管理事業

ウ その他の事業（2事業（2法人））

- 1) 環境事業団の地球環境基金事業
- 2) 社会福祉・医療事業団の心身障害者扶養保険事業

3 「財務調査」において提起された課題に対する対応状況等（一覧表）(PDF)

1 特殊法人の財務調査と特殊法人等の改革の進展

総務省では、平成9年12月から12年11月にかけて、すべての公団及び事業団を含む計34の特殊法人について、財務内容に関する一連の調査を実施し、その結果に基づいて、それぞれの法人又はその事業が当面する大きな課題等を「総合評価」として関係行政機関に通知し、所管省及び各特殊法人における取組を促してきた（以下、これら一連の特殊法人の財務内容に関する調査及びその結果に基づく通知を含めて「財務調査」と総称する）。

他方、特殊法人改革をめぐる情勢は、平成12年末以降、大きな進展をみせた。政府の特殊法人等改革推進本部を中心に、すべての特殊法人等を対象として事業の徹底した見直しとその結果を踏まえた組織形態の見直しが行われた結果、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）が閣議決定された。

整理合理化計画における組織形態の見直しの結果を財務調査の対象とした特殊法人についてみると、他の法人との統合を含め廃止することとされたもの7法人、特殊会社化等民営化に向けた検討を行うこととされたもの9法人、独立行政法人化することとされたもの16法人となっている。また、財務調査において課題を提起した計57事業の多くについて、同趣旨のあるいは更に踏み込んだ事業内容の見直しを求める改革方針が整理合理化計

画において示されている。

整理合理化計画は、平成 17 年度までの集中改革期間内に実現されるべき特殊法人の見直し内容を示したものであり、事業について講ずべき措置については、14 年度以降その具体化に取り組むとともに、組織形態についても、原則として 14 年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、15 年度には具体化を図ることとされている。また、見直し内容の実現のため、特殊法人を所管する各府省の責任ある対応が求められている。

このほか、特殊法人等の会計処理にかかる透明性の向上を図る観点から、独立行政法人にならって、企業会計原則を基本とした行政コスト計算書の作成に向けた検討が、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公企業会計部会公企業会計小委員会において進められ、平成 13 年 6 月に「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が公表されている。これを受け、平成 13 年 9 月には、対象となる 78 特殊法人等が 12 年度決算書を基にした行政コスト計算書を公表している。

フォローアップ調査の取りまとめに当たっては、このような特殊法人改革に対する政府としての取組を踏まえ、整理合理化計画に示された改革方策のうち、財務調査において提起した課題に対応する取組として整理することが可能であるものや関連を有するものについて、必要に応じ、所管省又は当該法人におけるその後の改善措置状況や見直しの把握結果と併せて記載することとした。

2 課題に対する対応状況

財務調査は、12 公団、17 事業団及びその他 5 法人の計 34 法人（日本国有鉄道清算事業団は解散してその一部事務が日本鉄道建設公団に承継され、また、森林開発公団と農用地整備公団が統合され緑資源公団となったこと等に伴い、現行法人数としては計 32 法人（11 公団、12 事業団及びその他 9 法人））を対象として実施し、これらの法人の計 57 事業について課題を提起した。財務調査が提起した課題を中心にこれらの事業に関するその後の改善措置や見直し等の進捗（しんちよく）状況をみると、以下のとおり、総じて、提起した課題の解決に向けて取組等が進められつつある状況にあると認められる。

まず、提起した課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針が示されているものが 13 事業（10 法人）ある。

これらの内訳は、1) 内閣に置く「第三者機関」において新たな組織や事業の在り方について一体的に検討することとされたもの 5 事業（4 法人）

2) 事業そのものを廃止することが決定されているもの 6 事業（4 法人）

3) 新規の事業を原則として行わないことが決定されているもの 2 事業（2 法人）

となっている。これらについては、整理合理化計画に基づいて、今後、その実施のため適切な措置を執っていくことが必要である。

その外の 44 事業（27 法人）においても、提起した課題について、整理合理化計画にお

いて示された改革方策の内容を含め、改善に向けた取組等が進められている。これらを効果の面からみると、次のように分けられる。

1) 提起した課題に対する取組に着手した段階にあることなどから、その成果を確実なものとするために、改善のための努力を継続していくことが必要であるものが 27 事業（20 法人）ある。

これらの内訳は、

ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの 9 事業（7 法人）

イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き続き効率的な資産運用に努めることが重要であるもの 7 事業（7 法人）

ウ その他改善効果を確実にするために継続的な取組等が必要であるもの 11 事業（9 法人）

となっている。

2) 提起した課題に対する取組が行われているものの、経営内容の改善に向けて一層の取組が必要であるものが 17 事業（13 法人）ある。

これらの内訳は、

ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行われるもの 8 事業（6 法人）

イ 建設した施設等の利用料金及び販売収入により投下資金を回収し又は費用を賄う仕組みで事業が行われるもの 7 事業（6 法人）

ウ その他の種類の事業 2 事業（2 法人）

となっている。

これら 57 事業についての事業の概要と、財務調査において提起した課題とその後における改善措置等の状況、関連する整理合理化計画の内容等（以下「フォローアップ結果等」という。）を簡潔に述べれば、以下のとおりである。

< 提起した課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針が示されているもの >

以下の(1)から(3)に該当する計 13 事業（10 法人）については、財務調査において提起した課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針（事業そ

のものの廃止方針を含む。)が決定されたところであり、今後は、その実施のため適切な措置を執っていくことが必要である。

(1) 新たな組織や事業の在り方について、内閣に置く「第三者機関」で一体的に検討し具体的内容をまとめることとされたもの(5事業(4法人))

以下の5事業(4法人)については、整理合理化計画において、事業及び組織形態の在り方について、内閣に置く「第三者機関」で一体的に検討し、具体的内容をまとめることとされている。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

- 1) 日本道路公団の高速道路事業
- 2) 日本道路公団の一般有料道路事業
- 3) 首都高速道路公団の首都高速道路事業
- 4) 阪神高速道路公団の阪神高速道路事業
- 5) 本州四国連絡橋公団の本州四国連絡道路事業

高速道路等の建設・管理を行う標記の4公団は、いずれも債券発行や借入金により調達した資金を主な原資として、有料道路を建設して供用し、その料金収入で管理費及び利息を賄いつつ、債務を償還する事業を行っている。このため、各公団が策定する償還計画では、収入見通しと費用見通しとを計上しているが、これらの償還計画においては、交通量需要の伸び等により後年度に料金収入が増加することを見込んでいる(注)。

(注)日本道路公団の一般有料道路の一部を除く。

財務調査において提起した課題は、次のとおりである。

日本道路公団(以下「道路公団」という。)の高速道路事業については、平成8年度の収支率は57(100円の収入を得るのに57円の経費を要する状況)と償還の現状は順調であるが、これは、道路網全体の料金収入で償還を行ういわゆる「プール制」の償還計画の下で、採算の良い路線から採算の悪い路線に対する内部補助により成り立っているものであり、建設コストが増すうしている状況の下で、今後、採算の悪い路線の建設・供用が進むこととなれば、「経営に及ぼす影響が懸念される」ことを指摘した。

道路公団の一般有料道路事業については、路線ごとの個別採算制が採られているが、償還期間満了時に償還できない道路の未償還額に引き当てるため各道路の料金収入の定率を積み立てる「損失補てん引当金制度」を「将来にわたっていかに的確に機能させていくか」が大きな課題であると指摘した。また、平成9年度に開通したアクアライン(東京湾横断道路)の償還対象総額が約1兆4,000億円(9年度末)に達しており、その収支の動向は一般有料道路事業の今後に大きな影響を与えることとなるが、開通後6か月の通行量が見込みを下回る状況にあったことから、アクアラインの「的確な収支管理が不可欠」であることを課題として提起した。

首都高速道路公団（以下「首都公団」という。）については、「プール制」の償還計画の下で、平成 8 年度の収支率は 69 と償還はほぼ順調であるが、償還が進むペースに比べ、建設費、すなわち借入金が増えるペースが早い状況にあることなどから、「長期的に適正な償還のペースが維持できるよう、計画的に対処していくことが重要」であることを課題として提起した。

阪神高速道路公団（以下「阪神公団」という。）については、「プール制」の償還計画の下で、阪神・淡路大震災前の平成 5 年度の収支率は 95、費用に占める支払利息の割合は 64 パーセントに及ぶなど経営状況が相当に厳しいことから、「償還の確実な達成のためには、抜本的な対策が必要」であることを課題として提起した。

本州四国連絡橋公団（以下「本四公団」という。）については、平成 8 年度末で 7,240 億円の欠損金があることから、債務を償還していくためにはまず欠損金の解消が必要であり、このため、「償還計画」の基礎となっている交通量見通しの不確実性を踏まえつつ、償還が確実なものとなるよう、計画と実績の不断の見直しが必要」であることを課題として提起した。

次に、その後の状況をそれぞれについてみると、次のとおりである。

道路公団の高速道路事業並びに首都公団及び阪神公団においては、道路の建設・供用が進む一方で、料金収入の基となる交通量が伸び悩み又は減少を示したため、平成 12 年度において、いずれも交通量の実績が償還計画における見通しを下回り、収入が見通しを下回った。その一方、低金利による金利負担の軽減や管理費の節減により費用も見通しを下回った。これらの結果、それぞれの事業の平成 12 年度における償還準備金への繰入額はおおむね計画上の見通しに沿ったものとなっている。道路の建設及び供用の進捗に伴って要償還額（12 年度末の要償還額は、道路公団（高速道路事業）が 23 兆 5,500 億円、首都公団が 3 兆 3,000 億円、阪神公団が 3 兆 5,600 億円（注））は増大していくことから、償還計画の確実な達成のためには、今後の交通量及び金利の動向が重要である。

（注） 首都公団及び阪神公団の要償還額には、建設中の道路資産に係る分を含まない。道路公団の高速道路事業の要償還額（同公団の一般有料道路事業の要償還額についても同じ。）には、建設中の道路資産に係る分を含む。

道路公団の一般有料道路事業の要償還額は、平成 12 年度末で 5 兆 100 億円と 8 年度末に比べて 1 兆 6,400 億円増加しており、また、損失補てん引当金の残高は 12 年度末で 3,300 億円と 8 年度末に比べて約 1,000 億円増加している。アクアラインについては、開通以来、通行量の実績が見通しを下回る状況が続き、平成 11 年度の収支率は 318 であった。その後、平成 12 年 7 月に関連道路とのプール制が採られるとともに、料金値下げ、償還期間の延長等の措置が執られ、プール全体の 12 年度の収支率は 139（見通しでは 147）となった（同年度の当期損失 188 億円）。

本四公団については、平成 11 年 5 月に工事は概成したものの、交通量は見込みどおりには伸びておらず、欠損金が増加している（12 年度末の欠損金は 9,990 億円）。有利子負債

の圧縮を図るため、平成 13 年度予算では年間 800 億円の無利子貸付けをおおむね 10 年間の予定で道路整備特別会計から投入することとするとともに、14 年度予算では公団の民営化に向け無利子貸付けを前倒しし、1,800 億円へ増額している。

これら 4 公団について、整理合理化計画では、4 公団に代わる「民営化を前提」とした新たな組織及びその採算性の確保について「内閣に置く『第三者機関』において一体として検討し、その具体的内容を平成 14 年中にまとめる」こととされている（注）。また、道路公団の事業について、「国費は、平成 14 年度以降、投入しない」こと、「事業コストは、規格の見直し、競争の導入などにより引下げを図る」こと、「現行料金を前提とする償還期間は、50 年を上限としてコスト引下げ効果などを反映させ、その短縮を目指す」こと、本 4 公団の「債務は、確実な償還を行うため、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理することとし、道路料金の活用も検討する」こと等が決定されている。（注）道路関係四公団民営化推進委員会設置法（平成 14 年法律第 69 号）の成立及び施行により道路関係四公団民営化推進委員会が平成 14 年 6 月 17 日に設置された。

(2) 事業そのものの廃止が決定されたもの（6 事業（4 法人））

以下の 6 事業（4 法人）については、整理合理化計画において、財務調査が提起した課題に係る事業そのものを廃止することとされている。

これらの事業について、財務調査では、融資事業の貸付実績が低迷していること、撤退方針の下で譲渡されるまでの間引き続き管理運営することとされる施設の譲渡を速やかに進める必要があること等を課題として提起していたところである。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 労働福祉事業団の融資事業

労働福祉事業団の融資事業は、労災保険に加入している中小事業主等に対して、労働災害防止のための施設・機器整備等に必要な資金の貸付けを行うものである。財政投融资資金（財政投融资の仕組みの下で、従前の資金運用部又は現行の財政融資資金特別会計から借り入れた資金を指す。以下「財投資金」という。）を原資として、調達金利と同じ金利で貸付けを行っている。

財務調査では、市中金利の低下に伴い発生した多額の繰上償還に伴う利息収支差が労働保険特別会計からの交付金で補てんされていることから、交付金の投入抑制を図るため、「貸付先から繰上償還があった場合に対応する制度の導入」（注）について検討することを課題として提起した。（注）従前から、財投機関による貸付けについて、貸付先から財投機関に対する繰上償還は可能であったが、財投機関から資金調達元である資金運用部

への繰上償還は認められていなかった。

しかし、財政投融資と市場メカニズムとの調和を一層促進するため、平成9年度の新規借入分から、繰上償還に係る損害金の支払いを前提として財投機関から資金運用部への繰上償還を行うことができる仕組みが導入されたことに伴い、9年度以降、繰上償還を行う貸付先から損害金を徴収する制度を導入することにより、これらの機関から資金運用部に対する繰上償還が可能になった。平成13年の財政投融資制度改革の後も、仕組みは同様である。

その後の状況をみると、貸付金の回収が進む一方、新規の貸付けが低迷を続けた結果、貸付残高そのものが減少を続け、平成12年度には210億円と8年度の55パーセント（ピークである4年度の24パーセント）となっており、また、13年度からは新規貸付けを行っていない。

本事業について、整理合理化計画では、「金融関係業務は廃止する」ことが決定されている。

2) 国際協力事業団の開発投融資事業

国際協力事業団の開発投融資事業は、開発途上国で開発事業を行う我が国の民間企業を対象に、国際協力銀行の融資を受けることが困難な事業に係る資金の貸付け等を行うものである。その主な原資は、政府出資金（平成12年度末累計357億円）である。

財務調査では、新規の貸付実績が低迷するなどにより多額の手元資金が生じている状況を踏まえ、「余裕金については、投融資実績の拡大努力のほか、移住関係事業の財務内容の適正化に活用することも含め有効活用の観点からの検討が必要」であることを課題として提起した。

その後の状況をみると、貸付条件の緩和、貸付金利の引下げ等を行ったものの、新規の投融資実績は件数、額ともに依然として低調であり、結果として、平成12年度の手元資金は270億円（8年度の1.6倍）に拡大し、資産に占める余裕金の割合は60パーセント弱に達している。

本事業について、整理合理化計画では、「開発投融資事業は廃止することとし、平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う」ことが決定されている。

3) 国際協力事業団の移住関係事業（移住投融資事業及び入植地事業）

国際協力事業団の移住関係事業のうち、移住投融資事業は、移住者支援のために事業資金の貸付け等を行うものであり、また入植地事業は、入植地の造成・分譲を行うものである。その主な原資は、政府出資金（平成12年度末累計208億円）である。

財務調査では、融資事業について為替の大幅な変動に伴う現地保有資産の大幅な目減り

に加えて、延滞債権が多く発生していること、また、入植地事業について投下資金の回収が停滞していることなどから、「財務内容の適正化」を課題として提起した。

その後の状況をみると、融資事業について延滞債権が増加し、平成 12 年度の貸付金残高 73 億円に対する延滞債権の割合は 62 パーセントと 8 年度の 1.7 倍に拡大している。また、アルゼンチンにおける入植地分譲事業において、平成 10 年度以降、分譲契約の解約が成約を上回り、未分譲保有地面積が増大（12 年度 1,387 ヘクタールと 8 年度から 27 パーセント増加）している状況がみられる。

整理合理化計画では、入植地事業は「廃止する」こと、また、融資事業は「段階的に整理し、平成 17 年度末に廃止する」ことが決定されている。

4) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の雇用促進融資事業

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の雇用促進融資事業は、雇用保険の加入者である事業主等に対して、社宅、福祉施設等の整備に必要な資金の貸付けを行うものである。財投資金を原資として、調達金利と同じ金利で貸付けを行っている。

財務調査では、繰上償還に伴う利息収支差が労働保険特別会計からの交付金で補てんされていることから、交付金の投入抑制を図るため、「貸付先からの繰上償還があった場合に対応する制度の導入」について検討することを課題として提起した。

その後の状況をみると、貸付金の回収が進む一方、新規の貸付けが低迷を続けた結果、貸付残高そのものが減少し、平成 12 年度には 449 億円と 8 年度の 71 パーセント（ピークである 6 年度の 52 パーセント）となっている。

本事業について、整理合理化計画では、「実績が少なく、政策的必要性が低下してきていることから、廃止する」ことが決定されている。

5) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の移転就職者用宿舎及び福祉施設の管理運営事業

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の移転就職者用宿舎及び福祉施設の管理運営事業は、公共職業安定所の紹介により住居を移転して就職する者のための移転就職者用宿舎及び中小企業を中心とする勤労者の福祉の向上を目的とする会館・体育施設等の福祉施設の管理運営を行うものである。これらの施設の建設費には、労働保険特別会計からの出資金（平成 12 年度末までの累計 1 兆 5,531 億円）が充てられている。「特殊法人等の整理合理化について」（平成 9 年 6 月 6 日閣議決定）に基づく業務の精査により、これらの施設等は廃止することとされ、雇用促進事業団の廃止に伴ってその業務を承継した雇用・能力開発機構（11 年 10 月設立）が既存施設等の地方公共団体への譲渡に当たるとともに、譲渡されるまでの間、引き続き管理運営を行うこととされた。

財務調査では、施設等の譲渡が進まない場合、毎年、減価償却分に相当する資産価値の減少に加え、維持管理費の労働保険特別会計による負担が続くこととなることから、「移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡については、土地の所有形態や施設の利用形態等を考慮しつつ、労働保険特別会計に与える影響を勘案し、速やかに行う」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、福祉施設についての平成 13 年度までの譲渡等(取壊しを含む。以下本項において同じ。)の実績は、雇用・能力開発機構設立時の 2,070 施設中 147 施設(7.1 パーセント)であり、また、移転就職者用宿舎については、地方公共団体との協議等を踏まえつつ積極的に譲渡を推進することとされているが、13 年度までの譲渡等の実績は、同機構設立時の 1,521 宿舎中 2 宿舎(0.1 パーセント)にとどまっており、譲渡等が進捗していない。

本事業については、従来、平成 21 年度を目途に譲渡等を進めることとされていたが、整理合理化計画では、勤労者福祉施設について、「廃止期限を明確にし(遅くとも改革期間内)特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する」こと、移転就職者用宿舎について、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」ことが決定されている。

6) 年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)の施設事業

年金資金運用基金(旧年金福祉事業団)の施設事業は、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等の福祉の増進等を目的として、13 か所の大規模年金保養基地(通称グリーンピア。以下「保養基地」という。)を管理運営するものである。保養基地の整備の原資は、財投資金(平成 12 年度末までの累計 1,914 億円)であり、その元金の償還には厚生年金保険、船員保険及び国民年金の各特別会計(以下、これらを総称して「年金特別会計」という。)からの出資金(12 年度末までの累計 1,176 億円)等が、利息の償還及び維持管理費には年金特別会計からの交付金(同累計 1,482 億円)が、それぞれ充てられている。「特殊法人等の整理合理化について」(平成 9 年 6 月 6 日閣議決定)により、本事業については撤退が決定されており、年金福祉事業団の廃止に伴ってその業務を承継した年金資金運用基金(13 年 4 月設立)が、保養基地資産の地元地方公共団体等への譲渡に当たるとともに、譲渡されるまでの間、引き続き管理運営を行うこととされた。

財務調査では、保養基地資産の譲渡が進まない場合、毎年、施設の減価償却分に相当する資産価値の減少に加え、維持管理費の年金特別会計による負担が続くこととなることから、保養基地資産の「譲渡については、雇用や地域経済等に与える影響を考慮しつつも、年金特別会計に与える影響を勘案し、速やかに行う」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、年金資金運用基金への業務承継に伴い、保養基地資産の譲渡は、別途政令で定める日(平成 23 年から 24 年の間を想定)までに完了することとされたが、

これまでのところ、平成 12 年 8 月に 1 保養基地の 1 区画を譲渡したものを除き、譲渡が進捗していない。

本事業について、整理合理化計画では、「平成 17 年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する」ことが決定されている。

(3) 新規の事業を原則として行わないことが決定されたもの（2 事業（2 法人））

以下の 2 事業（2 法人）については、整理合理化計画において、財務調査が提起した課題に係る事業について、新規の開発事業や事業採択を原則として行わないこととされている。

これらの事業について、財務調査では、新規事業の実施に際しては需要の動向等を十分に見極める必要があることや、収支のバランスが失われることのないように留意することが必要であることを課題として提起していたところである。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業

水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業は、水資源開発基本計画に基づき、ダム、せき、用水路等の水資源開発施設の建設及び管理を行うものである（平成 12 年度の建設事業費 990 億円）。施設の建設費の原資は、治水関係用途部分については、国からの交付金等であり、利水用途部分については、国からの補助金のほか財投資金及び債券発行により調達した資金であり、通例、事業完了後に利水者から負担金を徴収して償還することとしている。また、管理費についても、その目的及び用途に従い、国からの交付金等及び利水者等の負担金により賄うこととしている。

財務調査では、水需要を示す各指標の伸びが鈍化ないし減少傾向を示していることから、「新規事業の実施に際しては、水需要の動向等を十分見極めること」を課題として提起した。

本事業について、整理合理化計画では、「水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わない」こととされるとともに、「新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図る」ことが決定されている。

この観点も踏まえて、現在、国土交通省において、基本となる水資源開発基本計画の見直しが順次、水系ごとに進められている。

2) 運輸施設整備事業団の債務償還業務(償還資金の一部を活用して行う鉄道整備費無利

子貸付等事業)

運輸施設整備事業団は、その発足時に旧鉄道整備基金から承継した日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部に対する債務(約1兆8,000億円)の償還を、JR本州3社からの新幹線割賦譲渡収入を財源として行っているが、債務の償還期間(60年)と譲渡収入の受取期間(25.5年)との期間差から生じる手元資金を活用して、主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設等を行う事業を対象として鉄道整備費無利子貸付等事業を行っている。

財務調査では、本事業の実施により国鉄清算事業本部に対する債務の償還に支障が生ずることがあってはならないことから、確実な償還を進めるために「現行のスキームによる債務償還のための収支バランスが失われないように留意する」ことを課題として提起した。

これに対して、国土交通省及び運輸施設整備事業団では、毎年度の予算編成時に償還の確実性の検証を行っている。また、常磐新線を除いて、現時点において新規貸付けの予定路線はなく、貸付金の回収も現在までのところ順調である。

本事業について、整理合理化計画では、「原則として新規採択は行わない」ことが決定され、「例外的に新規採択せざるを得ない場合であっても、必要最小限とし、かつ、集中改革期間に限定する」ことが決定されていることから、当面、国鉄清算事業本部に対する債務の償還に支障を生じるおそれは低いものとなっている。

<提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、改善に向けた取組が進められているもの>

以下の(4)及び(5)に該当する計44事業(27法人)については、財務調査において提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、取組が着手されるか又は実施されてきているが、取組による効果の発現状況は様々であり、また事業類型も多岐にわたっている。

(4) 提起した課題に対する取組に着手した段階にあることなどから、その成果を確実なものとするため、改善のための努力を継続していくことが必要であるもの(27事業(20法人))

これら27事業(20法人)については、財務調査において提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、改善に向けた取組が進められているが、取組に着手した段階にあってその効果を見極めるに至っていないものも少なくないことから、成果を確実なものとするため継続的に努力していくことが必要である。

これらの内訳は、次のとおりである。ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの9事業(7法人)

イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き続き効率的な資産運用に努めることが必要であるもの7事業(7法人)

ウ その他改善効果を確実なものとするために継続的な取組等が必要であるもの11事業(9法人)

ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの(9事業(7法人))

以下の9事業(7法人)については、財務調査において、新規事業実施に当たっての費用対効果分析の実施、これまでに達成した事業成果の検証等を課題として提起した。これらの事業においては、財務調査の課題提起に沿って、評価の仕組みの整備や試行、導入等に向けた準備が進められつつあるが、整理合理化計画においても財務調査が提起した課題と同趣旨の内容が示されている。このため、評価・分析等の手法の改良を図りつつ、着実に評価、検証等を行い、その結果を分かりやすく示すこと等により、国民に対する説明責任を果たしつつ、より効率的、効果的に事業を実施していくことが必要である。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 緑資源公団(旧森林開発公団)の大規模林道事業

緑資源公団(旧森林開発公団)の大規模林道事業は、地勢等の地理的条件が極めて悪く、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、林道網の基幹となる林道の開設・改良を行い、公益的機能を併せ持つ多様な森林の造成と活性度の高い林業地帯の形成を図るものである。その主な原資は、国庫補助金(平成12年度末までの累計3,494億円)と財投資金(同累計1,155億円)であり、後者の償還には関係道県及び受益者から徴収される負担金等が充てられている。

財務調査では、借入金の償還は順調に行われているものの、木材生産上の効果以外の他産業・地域の振興等の効果の内容が明らかにされていないため、全体として投入事業費に対する事業効果が検証できる状況にないことから、「今後の事業展開に当たっては、自然環境保護への意識の高まりや森林施業をめぐる情勢の変化を踏まえるとともに、費用対効果の観点から事業効果を総合的に明らかにしていくこと」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、国では、事業実施地域における森林・林業をめぐる情勢の変化や環境保全への配慮等の観点から、平成10年度から事業を再評価し、計画延長の短縮等を実施している。また、平成11年度から費用対効果分析等を内容とする事前評価に着手し、12年度からは完成路線の事後評価制度を導入している。今後とも評価手法の改良に努め、事業効果を総合的に明らかにしていくことが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、既着工区間について「事業評価システム等による徹底的な見直し」を行うこと、今後の着工区間について「限度工期を設定するとともに、新規事業採択を抑制し、重点的に投資する」こと等が決定されている。

2) 緑資源公団（旧農用地整備公団）の農用地総合整備事業等

緑資源公団（旧農用地整備公団）の農用地総合整備事業等は、農業基盤の整備を早急に図ることが必要な地域で、区画整理、暗きょ排水、客土などの面的整備と、農業用道路、農業用排水施設の線的整備を一体として行うものである（注）。その主な原資は、国庫補助金（平成 12 年度末までの累計 6,350 億円）と財投資金（同累計 3,092 億円）であり、後者の償還には受益者から徴収する負担金が充てられている。

（注）平成 11 年 10 月の農用地整備公団の廃止に伴い、同公団の残事業（調査中のものを含む。）は、緑資源公団に承継された。

財務調査では、事業の達成目標や経済効果を事前に評価しているものの、目標の達成状況や投入費用に対する効果を事業完了後に検証していないことを踏まえ、「今後、費用対効果の観点から事業効果を検証していくこと」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、国では、事業実施地域における農業をめぐる情勢の変化への対応等の観点から、平成 10 年度より事業を再評価し、必要に応じ事業の見直し等を実施している。また、平成 12 年度から事後評価及び費用対効果分析を内容とする事前評価を導入している。今後とも評価手法の改良に努め、費用対効果の観点から事業効果を検証していくことが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「2 年以内（平成 15 年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続が進められない事業は中止する」ことが決定されている。

3) 国際協力事業団の技術協力事業

国際協力事業団の技術協力事業は、開発途上国の経済開発や福祉の向上を支援するため、政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国からの研修員の受入れ、相手国への専門家の派遣等の技術協力を行うものである。その主な原資は、国からの交付金（平成 12 年度末までの累計約 2 兆 4,000 億円）である。

財務調査では、人材育成を基本とする事業の性格上、費用対効果の状況が業務指標としては表れにくいこと、また、従来行われてきた事業評価が、実証的、総合的な評価としては十分なものではないことから、多額の公的資金に依存する事業として、国民への説明責任を果たす上で「より客観的な事業効果の実証が検討課題」であると指摘した。

その後の状況を見ると、国際協力事業団では、平成 11 年度から外部機関による評価を

導入し、12年度から現地の非政府組織（NGO）等への委託によるプロジェクトのモニタリングを導入するとともに、指標の設定を含む事前評価を試行しており、また、13年度からは事前評価を本格導入するとともに、事業評価のガイドラインを策定し公表するなど、より客観的な事業評価の実施に向けて取組を進めてきている。

本事業については、整理合理化計画においても、「客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

4) 社会福祉・医療事業団の医療・福祉貸付事業

社会福祉・医療事業団の医療・福祉貸付事業は、財投資金を主な原資として、病院、診療所、老人保健施設等の整備に要する資金の貸付け（以下「医療貸付」という。）及び社会福祉施設等の整備に要する資金の貸付（以下「福祉貸付」という。）を行うものである。医療貸付のうち老人保健施設に対する貸付け及び福祉貸付の利率については、政策的に調達金利より低い利率が設定され、いわゆる逆ざやとなっているが、これに伴う利息収支差は、国からの補助金等で補てんされる仕組みとなっている。

財務調査では、これらの施設整備の進捗に伴い、補助金等の額が増大していることを踏まえ、事業の費用対効果を分析・評価するという視点から、「貸付事業の意義を一層明確にしつつ、国民の理解を求めていくために、貸付事業の公的コストとその効果を明らかにしていくこと」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、社会福祉・医療事業団では、平成11年度から貸付事業の政策コスト分析を行い、12年度からその結果を公表している。また、老人保健施設及び社会福祉施設の整備に係る新規の貸付けが減少傾向にあるとともに、金利水準の低下に伴って、これらの施設整備に係る新規貸付けにおける利ざやのマイナスが当面解消した（注）ため、公的資金で補てんされる利息収支差は平成8年度の194億円から12年度の111億円へと減少している。他方、貸付残高で見ると、平成8年度の約1兆9,300億円から12年度の約2兆8,700億円へと引き続き増加しており、中でも病院向けの貸付残高が8年度の約3,900億円から12年度の7,800億円へと倍増している。（注）社会福祉・医療事業団の貸付金利は、社会福祉施設については、財政投融資の貸出金利が4.6パーセントを下回る場合は、財政投融資の貸出金利と同率としている。また、老人保健施設については、病院建築資金と社会福祉施設の間値の金利に設定している。なお、平成8年10月18日からは両施設とも貸付金利が財政投融資の貸出金利と同率となっている。

本事業について、整理合理化計画では、医療貸付のうち病院等に対する貸付けについて、「融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導

入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す」ことを決定するとともに、福祉貸付について、「貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示」の適切な実施を求めているところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

5) 科学技術振興事業団の基礎的研究推進事業

科学技術振興事業団の基礎的研究推進事業は、政府出資金（平成 12 年度末までの累計 2,576 億円）を主たる原資として、新技術の創製のための基礎的研究に係る一定のテーマについて公募等により研究者を選定し、一定の契約関係の下で行われる基礎的研究に対して研究費等を支出するものである。

財務調査では、新技術創製のための基礎的研究は、多額の公的資金に依存する事業であり、「新たな評価の実施状況を踏まえつつ、研究成果の的確な評価を推進していく」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 10 年度以降評価を実施する中で、中間評価の結果に基づき予算配分や研究計画等の見直しに反映させるなどの取組が進められてきている。

本事業については、整理合理化計画においても、「国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する」こと、「これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

6) 農畜産業振興事業団の畜産関係事業

農畜産業振興事業団の畜産関係事業は、大きく食肉関係と酪農関係とに分けられる。このうち前者は、食肉の生産・流通対策、畜産環境対策等の指定助成対象事業に対する助成、肉用子牛生産者に対する補給交付金の交付等を行うものである。これらの食肉関係事業は、牛肉の輸入自由化に伴う牛肉等関税財源交付金（平成 12 年度収入 1,001 億円）を主な原資とする「調整資金」の範囲内で行うこととされている。

財務調査では、近年事業量が大幅に増加している指定助成対象事業に対する助成（平成 8 年度 366 億円から 12 年度 832 億円）について、事前に見込まれた達成目標や事業効果が実現されているかどうか検証が行われていないことから、「その目的の達成状況や効果を検証しつつ、適時必要な見直しを行う」こと等を課題として提起した。

その後の状況を見ると、農畜産業振興事業団では、費用対効果を事業採択の基準とする措置を平成 12 年 9 月から講ずるとともに、現在、事後評価の導入について検討中である。

本事業については、整理合理化計画においても、「助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る」こと、「対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を

事業に反映させる仕組みを検討する」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

7) 核燃料サイクル開発機構（旧動力炉・核燃料開発事業団）の高速増殖炉開発事業等
核燃料サイクル開発機構の高速増殖炉開発事業等は、核燃料サイクルの技術体系の確立を目指し、高速増殖炉とそれに関連する核燃料サイクル技術の研究開発及び高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する研究開発を行うものである。動力炉・核燃料開発事業団の改組により平成 10 年 10 月に発足した核燃料サイクル開発機構の中核的事業であるとされている。その主な原資は、国からの出資金（平成 12 年度末までの累計約 1 兆 9,500 億円）である。

財務調査では、高速増殖炉開発について、長期の懐妊期間を要し、克服すべき技術的課題も多い中、事業の継続には今後ともかなりの経費の投入を要すると見込まれることから、「研究開発に要する費用とその成果を明らかにし、その妥当性を論議」しつつ、「事業を幅広く見直していく」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 10 年度以降、外部有識者による評価委員会を設置して評価を実施し、結果を公表するなどの取組を進めてきている。なお、高速増殖炉開発事業の根幹となる原型炉「もんじゅ」は、平成 7 年 12 月の事故発生以来運転が停止されているが、現在国が安全審査を実施しており、早期の運転再開に向けて作業が進められている。また、事業の在り方の見直しを含めて、特殊法人等改革推進本部を中心に検討がなされた。

その結果、整理合理化計画では、「これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す」こと、「高速増殖炉開発までに要するコスト、期待される成果、開発までの道筋、新エネルギー開発、核融合開発との優先順位、想定されるリスク等を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により事業のあり方の検討も含め進行管理を徹底する」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

8) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の新エネルギー技術開発事業

新エネルギー・産業技術総合開発機構の新エネルギー技術開発事業は、石油代替エネルギーとしての新エネルギーの供給目標を踏まえ、国が策定した具体的な技術開発テーマと開発基本計画の下で、企業等の研究開発機関に委託して新エネルギーに係る技術開発を進めるものである。その主な原資は、国の補助金等（平成 12 年度末までの累計約 9,100 億円）である。

財務調査では、産業技術審議会が実施した事後的な技術的評価における指摘等をも踏まえ、新エネルギーの「供給目標量の達成に向け、開発の段階に対応した具体的目標を適切

に設定する等の方策を講じた上で実施すること」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 13 年度に、プロジェクトごとの最終目標（値）や目標時期及び年度ごとの開発目標を必須記載事項とする基本計画及び実施方針の策定マニュアルを制定するなどの取組が進められてきている。

本事業について、整理合理化計画では、「国が各研究機関に対して具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、国民にわかりやすく情報提供」すること、「費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

9) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術研究開発事業

新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術研究開発事業は、経済社会の新たな発展に資する研究開発（新規産業創出型研究開発）、地球環境問題等社会的使命に応じる上で必要な研究開発（社会的要請型研究開発）等を行うものである。その主な原資は、国からの補助金及び出資金（平成 12 年度末までの累計約 5,600 億円）である。

財務調査では、研究開発が終了したテーマについて産業技術審議会により技術評価が実施されているが、研究開発の成果が具体的にどのように産業界に波及したのか明らかではないテーマ等も中にみられることを踏まえ、多額の公的資金に依存する事業として、国民に対する説明責任を果たす観点から、「研究開発の成果がいかに新規産業の創出に結び付いているかを明らかにしていく」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 13 年度に、プロジェクトごとの最終目標（値）目標時期及び年度ごとの開発目標を必須記載事項とする基本計画並びに実施方針の策定マニュアルを制定している。また、既存の研究開発課題の経済効果・社会効果を分析するための調査を実施する等の取組が進められてきているが、具体的手法等は今後の課題となっている。

本事業について、整理合理化計画では、「これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す」こと、「費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する」こと等が決定されたところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き続き効率的な資産運用に努めることが必要であるもの（7事業（7法人））

以下の7事業（7法人）は、いずれも基金その他の資産の運用を行う事業であり、かつ、財務調査において、運用手法等を改善し運用利回りの向上を図るなど運用改善を図ること

を課題として提起したものである。これらの事業においては、運用の弾力化やポートフォリオ（金融資産の構成）の見直しのほか、必要に応じ予定利率の見直しを行うなどにより財務内容の改善に努めてきているものの、近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難ではある。しかし、その多くは、加入者の掛金等を受け入れるなど負託を受けて公的な資産の運用を行う事業であることから、引き続き資産の効率的な運用に努めることが必要である。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 簡易保険福祉事業団の簡易生命保険資金運用事業

簡易保険福祉事業団の簡易生命保険資金運用事業は、簡易生命保険事業の健全な経営に資するために、簡易生命保険特別会計（以下「簡保特会」という。）から資金の借入れ又は寄託を受けて、簡易生命保険資金の一部を運用するもの（平成12年度末の資産運用残高は16兆6,665億円）であり、運用の成果として利息を支払うほか、準備金を積み立て、なお残余があるときは納付金を簡保特会に納付することとされている。

財務調査では、簡易保険福祉事業団の納付利回り（運用寄託等に係る利息と納付金との合計額の当期平均借入金等残高に対する割合）が簡保特会全体の運用利回りを下回る傾向にあり、簡保特会から同事業団に資金の運用を寄託するメリットが少ないものとなっていること、また、平成9年度末の累積欠損金が約3,300億円となっていることから、「中長期的な運用成果が少なくとも簡保特会並みとなるよう、運用方法を見直し、改善を図ること」を課題として提起した。同時に、多額の公的資金を運用する事業として、「国民に対する説明責任を果たす観点から、運用状況のディスクロージャーの充実」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、簡易保険福祉事業団の納付利回りが簡保特会の運用利回りを下回る傾向は続いているが、平成6年度以降順次財投金利を下回る低利の運用寄託金を受け入れたことから、7年度以降当期損益が改善（累積欠損金も12年度末1,331億円まで減少）を示してきている。また、運用状況のディスクロージャーについては、平成12年度決算から資産別の時価評価額等を公表している。

本事業について、整理合理化計画では、「郵政公社化に合わせ、郵政公社に移管する」ことが決定されており、関係法案が国会で審議中である。法案成立後、本事業は、事業としては廃止され、新たな公社において簡易生命保険資金の運用が行われていくこととなることから、これまでの事業実施から得られた経験を活かしていくことが必要である。

2) 金属鉱業事業団の鉱害防止事業基金の管理

金属鉱業事業団の鉱害防止事業基金の管理に係る事業は、鉱業権者から徴収した拠出金を積み立てて造成した基金（平成8年度残高23億円）の運用収入の範囲内で、坑廃水処理事業（10年度以降事業開始）を行う指定鉱害防止事業機関（財団法人資源環境センター）

に対して、当該事業に係る費用を支払うものである。鉱業権者からの拠出額は、年 5 パーセント程度の運用により必要な費用の財源を得ることができる額（年間処理費の 20 倍程度）として設定されているが、鉱業権者には鉱害防止義務があるため、運用収入が想定した水準に達しないことによって生ずる事業費の不足分については、鉱業権者が負担することとなる仕組みである。最終的には、平成 19 年度までに約 172 億円の基金造成が予定されている。

財務調査では、近年の低金利の状況もあり、運用利回りが 5 パーセントに遠く及ばない（平成 8 年度で 0.93 パーセント）という状況を踏まえ、「基金の運用成績の向上に努めるとともに、その状況等を踏まえつつ本基金による安定的な坑廃水処理事業の在り方の検討が必要である」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、運用先債券の対象範囲の拡大と債券による運用割合の拡大等の取組もあり、運用利回りは平成 8 年度を底としてやや持ち直しを見せたものの、依然として低い水準（12 年度 1.69 パーセント）にある。また、基金の規模が拡大（平成 12 年度残高 39 億円）したものの、平成 13 年度の運用収入は同年度の坑廃水処理事業費全体（3.6 億円）の約 12 パーセントにすぎず、国から指定鉱害防止機関に対する補助金を加えても事業費の不足（事業費の約 25 パーセント）が生じるため、別途鉱業権者が拠出した調整基金の取崩しで不足分が補てんされている状況にある。近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難であるとしても、引き続き運用利回りの向上と安定化に向けた基金資産の効率的な運用に努めることが必要である。

なお、基金積立ての目標年度である平成 19 年度までに基金による安定的な坑廃水処理事業の実施に見通しが見つからない場合には、改めて本事業の在り方について抜本的見直しが必要となると考えられる。

3) 社会福祉・医療事業団の長寿・子育て・障害者基金事業

社会福祉・医療事業団の長寿・子育て・障害者基金事業は、政府出資金により造成した基金の運用収入により、高齢者や障害者の在宅福祉、子育て支援、障害者スポーツの支援等の各種活動に対して助成等を行うものである。

財務調査では、資産の運用先を利回りが大きく低下した大口定期預金から他の運用先へ変更し、利回りの確保に努めているものの、運用収入が落ち込んできている状況を踏まえ、「事業資金の安定的な確保を図るため、今後とも安全性に配慮しつつ、基金資産の効率的な運用を行う」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、運用利回りの高い地方債等の債券等の運用割合を高めるとともに、ポートフォリオの各残存期間ごとの保有量を機械的に同一に保つことによって相場変動のリスクを平均化し、かつある程度の収益性も確保しようとする運用手法へ移行するなどの取組を行っている。また、子育て支援分野など事業対象の拡大に伴う基金の規模拡大

により、全体の運用収入を確保している状況となっている（平成 12 年度の基金規模 2,800 億円、同運用収入 53 億円）。近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難であるとしても、引き続き基金資産の効率的な運用に努めることが必要である。

なお、整理合理化計画では、高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等について、「平成 14 年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う」ことが決定されている。

4) 日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業

日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業は、加入者である私立学校教職員が退職した場合等に年金等を給付するものであり、いわゆる共済組合事業である。加入者と学校法人等とが折半して負担する掛金のほか、国庫補助金、基礎年金交付金等を財源としている。

財務調査では、保有資産の運用利回りが低下した（平成 4 年度の 5.7 パーセントが 8 年度に 4.0 パーセント）ことにより、平成 6 年度の財政再計算以降責任準備金の積立不足が生じていることを踏まえ、「今後の事業運営に当たっては、適切な予定利率の下、資産運用の一層の効率化を図っていく」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 12 年度から予定利率が引き下げられた（5.5 パーセントから 4.0 パーセント）こと、掛金率の改定が見送られたこと、保有資産の運用利回りが引き続き予定利率を下回っていること等から、責任準備金の積立不足額は平成 12 年度で約 1 兆 7,000 億円弱となっている（注）。近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難であるとしても、引き続き資産の効率的な運用に努めることが必要である。

（注） 責任準備金は、公的年金制度改革の下で今後における給付と負担の在り方に左右されるものである。

整理合理化計画においては、日本私立学校振興・共済事業団の組織形態を「共済組合類型の法人として整理する」とするとともに、本事業について、「明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る」こと等を決定されている。

5) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の小規模企業共済事業

中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の小規模企業共済事業は、小規模事業者から掛金を集めて運用（資産規模は平成 12 年度末約 7 兆 4,000 億円）し、廃業等に備えた生活安定資金又は事業再建資金として共済金の支払いを行うものである。

財務調査では、平成 10 年の制度改正による予定利率の引下げ（12 年度以降の予定利率

を 4.0 パーセントから 2.5 パーセント)等に伴って必要となる責任準備金の増大の見通しを踏まえ、「今後とも、共済制度の安定化を図るためには、資産運用規制の緩和など弾力的な資産運用に努めるとともに、中長期的に責任準備金の積立不足の拡大が見込まれる場合には、予定利率の見直しを検討することが課題」であると指摘した。

その後の状況をみると、予定利率の引下げが大幅であったことから、運用差損は平成 12 年度に大幅に改善しているものの、脱退率の見直しや既存加入者の既存加入期間の差額保証財源の確保、また責任準備金の算定方式の変更等の制度改革の要因もあって、責任準備金の積立不足額は 12 年度で約 3,300 億円に増大している。近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難であるとしても、引き続き資産の効率的な運用に努めることが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う」こと等が決定されている。

6) 勤労者退職金共済機構(旧中小企業退職金共済事業団)の中小企業退職金共済事業
勤労者退職金共済機構(旧中小企業退職金共済事業団)の中小企業退職金共済事業は、独力では退職金制度を設けることが困難な事業主(中小企業者)から掛金を集めて運用(資産規模は平成 12 年度末 3 兆 1,156 億円)し、従業員に退職金を支給するものである。本事業は、掛金収入を基礎として運営されるが、国は、一般会計から事務費補助を、労働保険特別会計から掛金助成補助の 2 種類の補助金を交付している。

財務調査では、近年の低金利の下で、中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)により定められた予定利率を実際の運用利回りが下回り、平成 4 年度以降継続して当期損失が発生していること(8 年度末の責任準備金積立不足額 1,130 億円)に加え、新規加入者数の減少と脱退者数の増加の傾向がみられる状況を踏まえ、「累積欠損金については、加入者間の公平性に配慮しつつ、中長期的に解消する必要」があり、「必要に応じ、金利動向及び収支状況等を踏まえた予定利率の機動的な見直し、運用利回りの向上のための資産運用の一層の効率化等を行うこと」を課題として提起した。

その後の状況をみると、平成 11 年度を除き、運用利回りの実績が予定利率を下回る状況となっている。法定の予定利率の引下げ(11 年度に 4.5 パーセントから 3.0 パーセントへ)資産運用の効率化のためのポートフォリオの見直し等の取組が行われているものの、責任準備金積立不足額(累積欠損金)が増大し、12 年度で 2,000 億円超となっている。近年の低金利の下で運用利回りの大幅な改善を見込むことは当面困難であるとしても、引き続き資産の効率的な運用に努めることが必要である。

本事業については、整理合理化計画においても、「経済・金利情勢に的確に対応した制度設計が可能となるよう、予定運用利回りを弾力的に設定できるような仕組みに改め(法律事項を政令事項に変更)、積立不足を解消する」こと等が決定され、これに基づく関係法

案が第 154 回国会で成立している。

7) 年金資金運用基金（旧年金福祉事業団）の資金運用事業

年金資金運用基金の資金運用事業は、公的年金積立金の管理運用事業と旧年金福祉事業団における運用事業を承継した承継資金運用事業から成る。前者は年金資金運用基金の本来的な事業であり、厚生労働大臣から厚生保険特別会計及び国民年金特別会計（以下、両特別会計を合わせて「年金特別会計」という。）の積立金の寄託を受けて年金資金の管理及び運用を行い、その収益を国庫に納付することにより、公的年金事業の運営の安定化に資することを目的とするものである。後者は、平成 13 年 4 月の財政投融资制度改革により年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止される以前に、旧年金福祉事業団が行っていた資金運用事業（年金財源強化事業及び資金確保事業）を承継したものであるが、資金運用部に対する預託金利と同じ利率で借入れを行い、運用の成果として利息を支払う仕組みの下で、収益を納付すること等を目的として行われていた（平成 12 年度末の資産運用残高 25 兆 9,530 億円（時価ベース））。

財務調査では、旧年金福祉事業団の資金運用事業について、財投資金を原資とするため、金利低下局面においては利払いが全体の収支を圧迫する構造にあることなどから、利差損が生じ、多額の累積欠損（平成 9 年度末 8,433 億円（時価ベース））を計上している状況にあることを踏まえ、年金資金運用基金における新たな資金運用事業においては、「これまでの事業実施から得られた経験を踏まえ」て、年金資金を「効果的に運用していくこと」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 13 年 4 月に発足した年金資金運用基金では、国が定めた基本方針（基本ポートフォリオを含む。）の下で、長期的な観点から運用を行うため、法律に基づき「管理運用方針」の策定や管理運用業務の運営に参画させるための投資専門委員を置くなどの取組が行われている。資金の運用成果は、経済動向や運用手法の選定に左右されるものであるが、引き続き資産の安全かつ効率的な運用に努めることが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「次期財政再計算時（平成 16 年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する」こと、「その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る」こと等が決定されている。

ウ その他改善効果を確実なものとするために継続的な取組が必要であるもの（11 事業（9 法人））

以下の 11 事業（9 法人）は、上記のア及びイに該当するもの以外の事業である。財務

調査において提起した課題や事業類型は様々であり、課題に対する取組の内容も多岐にわたるが、提起した課題に係る改善の効果を確実なものとするためには、今後とも継続的に取組を行っていくことが必要である。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 緑資源公団（旧森林開発公団）の水源林造成事業

緑資源公団（旧森林開発公団）の水源林造成事業は、水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要のある保安林及び保安林予定地内のうち、無立木地、粗悪林相地等となっている民有林を対象に造林を行うものである。緑資源公団が造林地所有者等を相手方として結ぶ分収造林契約に基づいて、同公団が資金（3分の2が政府出資金、3分の1が財投資金）を調達して造林を行い、主伐（伐採期に達した造林木を伐採し収穫すること。）後に分収される造林木販売収入（このうち公団収入分は50パーセント）により、同公団は借入金の償還を行い、造林地所有者は森林法（昭和26年法律第249号）による再造林の義務を履行する仕組みである。造林木の主伐までには長期間を要するため、それまでの間、借入金の元金償還及び利払いの一部には政府出資金が充てられ、要償還額の抑制が図られている。

財務調査では、造成した水源林による貯水能力の向上など一定の事業効果が認められ、また、要償還額（平成8年度末2,013億円）に見合う造林資産は確保されているとみられるものの、他方で、国産材価格の長期低落傾向や造林費の大半を占める労務賃金の上昇等により、造林費用が造林木販売収入見込額を上回っている状況がみられたことから、造林費に対する公的助成措置（造林費の約7割程度）を勘案しても、「水源林の造成という政策目的に沿って本事業を安定的に展開していくためには、費用対収入のバランスが適切に維持されていくことが課題」であると指摘した。

その後の状況を見ると、造林費が平成11年度以降低落傾向を示しているものの、国産材価格の低落が更に著しかったため、費用対収入の不均衡が進みつつある。一方、緑資源公団では、「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）及び整理合理化計画を踏まえて、造林地所有者等の理解を得ながら、小面積分散型伐採や伐採年齢の長期化（植栽後おおむね50年目から80年目まで延長）等により、森林の多面的機能の発揮と収穫量及び価値の増大を図る取組を推進している。

本事業について、整理合理化計画では、「採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替える」とともに、「造成コストの縮減を図る」こと等が決定されている。公団では、植栽本数及び地ごしらえ方法の見直しにより、新植コストを平成14年度から従前に比べて約2割縮減しているが、今後とも造成コストの縮減を着実に実施していくことが必要である。

2) 日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設・貸付・譲渡事業

日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設・貸付・譲渡事業は、鉄道施設の建設を行い、完成後に施設の貸付け又は譲渡を行うものである。このうち、整備新幹線の建設に係る事業の原資は、関係JR各社からの貸付料（建設費とは連動せず一定の算定方法に基づき算出）収入を除いて、国が3分の2、地方公共団体が3分の1を負担する公的資金投入型の仕組みとなっている。また、整備新幹線以外の鉄道の建設に係る事業の原資は、主に債券発行により調達した資金等であるが、これについては、建設完了後の貸付料又は譲渡収入により全額回収する仕組みが採られている。

財務調査では、整備新幹線が国と地方公共団体との負担により建設する仕組みとなっているものの、オリンピックの開催に間に合わせるため、長野新幹線に例外として有利子負債が投入された（建設費8,424億円中の2,775億円）ことから、「今後、他線に例外措置（有利子負債による資金調達）が波及することがあれば、その規模や金利の動向によっては、貸付料による確実な償還に影響を及ぼすおそれがある」ことを課題として指摘した。

その後の状況を見ると、整備新幹線の建設において有利子負債による資金調達を行うものはなく、現在までのところ、危惧されたような状況は生じていない。今後とも、例外措置の導入については、確実な償還に影響を及ぼすことのないよう配慮することが必要である。

なお、本事業について、整理合理化計画では、鉄道施設のうち、都市鉄道線については「原則として新規採択を行わない」ことを、民鉄線については「現在実施中のものに限定し、（中略）集中改革期間中に廃止を含め事業のあり方を見直す」こと等が決定されている。

3) 新東京国際空港公団の空港の設置・管理事業

新東京国際空港公団の空港の設置・管理事業は、国が定めた基本計画を基に新東京国際空港（成田空港）の設置及び管理を行うものである。その主な原資は、債券発行により調達した資金（平成12年度末の固定負債額5,580億円）であり、主な収益源は、空港施設を供用することにより得られる空港使用料、施設利用料等である。

財務調査では、平成4年度の第2旅客ターミナルビルの供用開始に伴う減価償却費及び営業管理費の増により収支が赤字基調になっていることを踏まえ、平行滑走路の供用により18年度までに累積欠損の解消傾向を見込む新東京国際空港公団の長期見通しについては、増加を続けてきた旅客数が9年度及び10年度に減少したことにみられるとおり、基となる需要予測が不確定な要素を含んでいたことから、「収益動向に応じて、施設の整備・改修等を計画的に実施するなどの工夫が必要」であると課題を提起した。

その後の状況を見ると、一時落ち込んだ需要が回復し、新東京国際空港の発着回数及び旅客数は、ほぼ予測に沿った伸びを示している。新東京国際空港公団では、このまま推移すれば、長期見通しどおり平成18年度に実質的な累積欠損の解消が図られると見込んでい

るが、国際空港間の競争が激化する中で、主な収益源である空港使用料が諸外国に比べて依然高い水準にあることもあり、今後その動向を踏まえつつ引き続き収支の改善に取り組んでいくことが必要である。

なお、整理合理化計画では、新東京国際空港、関西国際空港及び中部国際空港を指す「国際ハブ3空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成14年中に政府において結論を得る」ことが決定されている。

4) 石油公団の探鉱投融資・債務保証事業

石油公団の探鉱投融資・債務保証事業は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下「石炭石油特別会計」という。）等からの出資金（平成12年度末累計1兆2,717億円）を主な原資として、石油開発会社の探鉱事業に対して出資及び融資を行うほか、石油開発会社が開発事業に必要な資金を金融機関から借り入れる際にその債務を保証するものである。

財務調査では、利息が棚上げされている貸付債権及び長期未収金が貸付残高（回収見込みのないものを除く。）の大半を占めるなど、資金の回収可能性について注意喚起を要する状況がみられたことから、「変動要因（油価及び為替）の推移に注意を払いつつ、適時適切に損益の動向を見通し、出融資先会社についての的確な措置を講ずること」及び「投融資の重点化を図ること」を課題として提起するとともに、多額の公的資金に依存する事業として、「ディスクロージャーの一層の推進」の必要性を指摘した。

これに対して、石油公団では、平成10年度から毎年度、出融資先会社のキャッシュフロー分析を行い、その結果等により、事業の見通しが立たない出融資先会社の整理や損失処理を進めている。また、平成13年度には、既発見油田等の資産買収への出資を可能とする石油公団法（昭和42年法律第99号）の改正等が行われた。また、石油公団の長期損益見込み及び出融資先会社についての有価証券報告書並みの事業報告書の公開、出資先会社との連結決算の実施・公開を行うなど、経営内容の改善や透明化に向けた取組を進めている。

本事業に関し、整理合理化計画では、「石油公団は廃止する」こととし、これに伴い、
（ ）「石油開発のためのリスクマネー供給機能」を出資に限定し、かつ「国の支援割合は5割以下」とした上で、同機能を金属鉱業事業団に統合すること、
（ ）「融資業務は既存の政策金融機関へ移管する」こと、
（ ）「現在石油公団が保有する開発関連資産は、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う」ことが決定されていることから、これを着実に実施していくことが必要である。

5) 石油公団の石油備蓄事業（国家備蓄）

石油公団の石油備蓄事業（国家備蓄）は、石油の供給途絶に備えるための対策として、約 5,000 万キロリットルの原油を国家石油備蓄基地（以下「備蓄基地」という。）及び借上げ民間タンクで備蓄するものである。このうち備蓄基地の建設・操業は、石油公団を主な出資者とする国家石油備蓄会社（以下「備蓄会社」という。）が行っている。備蓄石油の購入代金及び備蓄基地の建設の主な原資は、民間金融機関からの借入金及び債券発行により賄われている。備蓄石油の購入元本の償還は、主として緊急時の石油売却代金により行われるため借換えを基本としているが、備蓄会社に貸し付けられた備蓄基地建設資金の元本の償還は、当該備蓄会社からの回収金で賄われる。また、石炭石油特別会計から、（ ）備蓄会社への出資金及び備蓄基地用地の取得費が出資金として、（ ）石油備蓄実施のための施設利用料等が交付金（平成 12 年度 1,642 億円、うち備蓄基地利用料 1,321 億円）として、（ ）備蓄石油購入資金及び備蓄基地建設資金の利息に充当する資金が補給金として、石油公団に支出されている。

財務調査では、多額の公的資金を必要とする事業であることから、「緊急時対策としての重要性を踏まえつつ、引き続き、事業の一層の効率的な実施に努める」ことを課題として提起した。

備蓄基地の運営の維持管理について、石油公団では、「特殊法人の整理合理化について」（平成 7 年 2 月 24 日閣議決定）等に基づき、備蓄基地利用料の算定方法の見直し、備蓄会社の組織人員の効率化、金融機関との交渉による民間借入金利率の引下げ等の経費削減の努力を続けている。その後の状況を見ると、備蓄基地の備蓄コストは減価償却費等の減少により低下しつつあるものの、法定の開放点検工事の実施等により修繕補修費が増加する等の要因もあるため、全体として民間タンクの借上げコストとの差が拡大してきている。なお、実質的なコストを比較する観点から、減価償却費等を除いた経費で比較すると、従前割安であった備蓄基地は民間タンク借上げとほぼ同額となっている。

本事業に関して、整理合理化計画では、「石油公団は廃止する」とし、これに伴い、「国家備蓄は国の直轄事業として行う」として、「現行の国家石油備蓄会社（8社）を廃止し、基地操業に係る具体的業務は純民間企業に委託する」ことが決定されていることから、これを着実に実施していくことが必要である。

6) 地域振興整備公団の貸付事業

地域振興整備公団の貸付事業は、政府出資金及び財投資金を主な原資として、工場を都市から地方へ移転する者及び産炭地域において事業を行う者を対象に設備資金等の低利融資を行ってきたものである。新規貸付事業は、日本政策投資銀行の設立（平成 11 年 10 月）とともに同銀行に移管されており、現在は既貸付分（平成 12 年度末残高 686 億円）の債権管理のみが行われている。

財務調査では、貸付残高の約1割を占める延滞債権の中で長期の延滞債権が多いことから、「回収可能性に注意しつつ債権管理を進める」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、地域振興整備公団では、新規貸付事業が日本政策投資銀行へ移管されたことに併せて債権管理専担組織を設置するとともに、金融機関経験者を採用して債権管理における民間のノウハウの活用に努めるなどの措置を講じている。引き続き公団が管理する債権については、債権の回収が進みつつある中で、延滞債権額（平成12年度72億円）が若干増加しており、引き続き貸付債権の的確な管理・回収を進めていくことが必要である。

7) 宇宙開発事業団のロケット・人工衛星事業

宇宙開発事業団のロケット・人工衛星事業は、実利用を目指して行われる宇宙開発活動の中核としてロケットの開発・打ち上げ及び人工衛星の開発を行うものである。その主な原資は、国からの出資金（平成12年度末までの累計2兆9,874億円）である。

財務調査では、ロケットの打ち上げコスト（機体の製造を含む。）が海外の約2倍から3倍と割高であり、また相次いでH-Aロケットの打ち上げに失敗したこと等から、「一層の開発コストの低減に努めるとともに、一連の事故の発生によって損なわれた両事業の信頼の回復を図るための対策を早急に講ずる」ことを課題として提起した。同時に、多額の公的資金の投入を必要とする事業であることを踏まえ、国民の理解と協力を得ていくためにも、「研究開発の意義・目的、費用対効果等の観点から評価を行うとともに、その結果を明らかにしつつ、開発の妥当性について不断に議論していくこと」を課題として提起した。

その後の状況をみると、宇宙開発事業団では、設計の見直し、作業工程の簡素化、使用部品の見直し等のコスト削減努力を行った結果、H-Aロケットの打ち上げコストは、従来のコストに比べ半減し、海外並のコストを実現したとしている。また、宇宙開発基本問題懇談会等の報告を受けて、一連の事故対策を講じ、平成13年以降、H-Aロケット（試験機）の2度の打ち上げに成功するなど開発（打ち上げ）技術に対する信頼の回復に向けた取組を行っている。引き続きコスト削減と信頼の回復に向けた取組が必要である。

本事業については、整理合理化計画においても、「プロジェクトの着手に当たっては、先端性などの科学技術的な観点、国家戦略上の必要性などの政策的観点、経済波及効果などの経済的観点から、可能な限り費用対効果分析やリスク評価を行うとともに、国民に分かりやすく情報提供し、理解を求める」こと等が決定されており、これを着実に実施していくことが必要である。

8) 科学技術振興事業団の開発あっせん事業

科学技術振興事業団の開発あっせん事業は、研究者が所有している研究成果のうち、企

業化が容易な開発リスクの低いものの企業化を同事業団が企業に対して、働き掛けるものである。

財務調査では、あっせん件数が減少を続け、平成 8 年度では 5 件にまで低下し、1 件当たり事業費が著しく割高となっているとともに、同年度までの累計事業費約 20 億円に対する累計あっせん料収入の割合も約 12 パーセントと低下してきていることから、「事業効果の低迷傾向を踏まえ、事業の在り方の見直し」を行うことを課題として提起した。

その後の状況をみると、引き続きあっせん件数の低迷がみられたことから、科学技術振興事業団では、平成 11 年度から、開発あっせん業務と同事業団自らの研究成果の実施許諾業務とを「研究成果活用促進事業」として統合するとともに、技術移転の促進を目的とした催物への出展等により、研究成果の紹介に努めている(13 年度のあっせん件数は 18 件)。また、平成 14 年度からは、さらに、これに他の技術移転関連事業をも統合し、技術移転プランナーによる支援の下で、研究者の研究成果の権利化から、育成、企業への移転までの技術移転に係る業務を一貫した仕組みとして行う「研究成果最適移転事業」へと事業の再編を行っている。

新たな事業においては、これまでの開発あっせん事業における経験を踏まえ、事業の成果を客観的に検証した上で、研究者の研究成果の企業化を進めるため、必要に応じ、事業内容等の見直しを行っていくことが必要である。

9) 科学技術振興事業団の科学技術情報流通事業

科学技術振興事業団の科学技術情報流通事業は、我が国の研究開発活動の基盤として、国内外の科学技術に関する情報を収集して文献データベースを整備し、オンライン等により有料で情報を提供するものである。その主な原資は、産業投資特別会計からの出資金(平成 12 年度末までの累計約 820 億円)であるが、情報資産の減価償却を賄うだけの収益がないため、大きな累積欠損金(12 年度末現在約 540 億円)を抱える構造となっている。また、一般管理費に国庫補助金が充当されている。

財務調査では、文献データベースの整備経費が平成 5 年度以降売上げを上回っており、また、作成されるデータ分野と利用されるデータ分野の間にかい離がみられるものがある状況を踏まえ、一層の利用の促進と売上高の確保を図る観点から、新規データ作成に際して、「より一層利用状況を加味することについて検討が必要」であると課題を提起した。

その後の状況をみると、科学技術振興事業団では、利用率の低い雑誌の収集の中止や、データベース作成の合理化など、業務の合理化・効率化による経費の削減に努めている。また、データベースの新規作成に際して利用者の意見を反映するため、外部利用者を加えた審査委員会を平成 13 年 8 月に設置したところであり、できる限り早期に結論を得て、データベースの利用促進と売上高の確保を図っていくことが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「全面的な民間委託化を目指して民間委託を大

幅に拡大するなど業務の効率化を図るとともに、国庫補助を削減する」こと等が決定されている。

10) 日本勤労者住宅協会の住宅分譲事業

日本勤労者住宅協会の住宅分譲事業は、住宅生活協同組合等からの事業申請を受け、その内容を審査した上で、住宅金融公庫、労働金庫等から資金を調達し（平成 12 年度末借入金残高 962 億円）、同協会の事業として住宅生活協同組合等に委託して住宅を供給する委託事業を主な内容としている。

財務調査では、分譲戸数の減少と分譲価格の低下傾向によって事業収入が低下する一方で固定費が増加傾向にあるため、事業収支に余裕がない状況となっていること、また、大規模な保有地を抱える一方で引当金等によるリスク負担能力に限界があるため、今後の事業の動向によっては経営に影響が出るおそれがあることから、委託事業について経営の安定化を図る観点から、「事業申請に対する審査の厳格化、事業規模・内容の見直し、引当金の充実などリスク管理を徹底すること」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、日本勤労者住宅協会では、平成 13 年度に引当金積立率を引き上げたが、事業リスクの回避の観点から、事業申請に対する審査の厳格化や事業規模・内容の見直しについて 12 年度から検討を進めているところであり、早期に結論を得て実行に移していくことが必要である。

なお、整理合理化計画では、協会の組織形態について「民間法人化する」ことが決定されている。

11) 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の職業能力開発事業

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）の職業能力開発事業は、労働者の能力の開発・向上を図る職業能力開発大学校（以下「大学校」という。）職業能力開発短期大学校（以下「短大校」という。）等の職業能力開発施設の設置・運営等を行うものである。本事業には、労働保険特別会計から、職業能力開発施設の施設整備費として出資金が、運営費の一部等の財源として交付金（平成 12 年度 651 億円。事業収益の 94 パーセント）がそれぞれ支出されている。

財務調査では、平成 11 年度に従来の大学校を転換して設置した職業能力開発総合大学校に比べて、短大校は運営費（減価償却費を除く。）に占める人件費割合が高く、学卒訓練生 100 人当たりの職業訓練指導員数も多くなっていること等から、平成 13 年度までに行われるこれら施設の再編（一部の短大校の大学校化等）の実施後を展望し、「短大校及び再編後の職業能力開発大学校の今後の運営に当たっては、より一層の経営の効率化を進めていく」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、短大校の再編は平成 13 年度までに完了しており、再編後の大学校及び短大校の運営費の規模拡大もあり、従来の大学校の運営費に占める人件費の割合と再編後の大学校及び短大校の運営費に占める人件費の割合等とのかい離幅はやや縮小を示している。

本事業について、整理合理化計画では、「時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る」こと等が決定されているところであり、これを着実に実施していくことが必要である。

(5) 提起した課題に対する取組が行われているものの、経営内容の改善に向けて一層の取組が必要であるもの(17事業(13法人))

これら 17 事業(13 法人)については、整理合理化計画において示された改善方策の内容を含め、財務調査において提起した課題に対する取組が行われてきてはいるものの、経営内容を示す各種の財務指標等に財務調査の時点以降も改善がみられないことから、経営内容の改善、立て直し等に向けてより一層の取組が必要である。

これらの事業の内容は多岐にわたるが、大きく分けると、ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行われるもの 8 事業(6 法人)、イ 建設した施設等の利用料金、販売収入等により投下資金を回収し又は費用を賄う仕組みで事業が行われるもの 7 事業(6 法人)

ウ その他の事業類型に当たるもの 2 事業(2 法人)

の 3 つの類型に分類することが可能である。

これらの事業の経営内容や経営状況は様々であるが、その中でも、事業に伴う累積欠損金が増大しているもの、事業収入の不足を補てんするための公的負担が増大しているもの、債権回収が円滑に進まず延滞債権額が増大しているものが多い。

なお、債権を回収し調達資金の償還に充てる事業については、適切な回収見込額を把握した上で適切な額の貸倒引当金を計上することとしている「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づく作業を踏まえ、従前に比べて貸倒れリスクの把握に進展がみられるところが多い。

ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行われるもの(8事業(6法人))

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 金属鉱業事業団の探鉱資金融資事業等

金属鉱業事業団の探鉱資金融資事業等は、金属鉱物資源の探鉱に必要な資金の供給（国内融資、海外出融資・債務保証）等を行うものである。このうち、国内探鉱資金融資の原資の大半には財投資金が、海外探鉱資金出融資の原資には政府出資金がそれぞれ充てられている。

財務調査では、従前、多額の手元資金を保有する一方で事業資金（貸付財源）に財投資金を充当していたこと等を踏まえ、平成10年度及び11年度以降も引き続き事業資金への財投資金の充当を停止して「余裕金の事業資金への充当を図るなど、手元資金の効率的な運用を図ること」を課題として提起した。

その後の状況をみると、金属鉱業事業団では、余裕資金を貸付財源とする措置により、国内探鉱融資の原資に占める財投資金の割合を大幅に減少させている（平成9年度末の78パーセントから12年度末の29パーセント）ほか、従前は政府出資金を充てていた施設の増築に余裕金を充てるなど資金の効率的活用を図るための措置を講じている。しかし、新規の貸付実績は低迷し、財投資金の償還も既往融資に係る回収金で賄える状況である。また、平成4年度以降当期損失が発生する赤字基調の経営が続いており、手元資金を費消している状況がみられる（手元資金残高は8年度137億円から12年度119億円へ減少）。民間企業探鉱費に占める本事業のシェアが低下している状況を踏まえつつ、事業の実績及び効果について評価した上で、それに基づいた必要な見直しをすることが必要である。

本事業については、整理合理化計画においても、「既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する」こと、「出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする」こと等が決定されている。

2) 環境事業団の建設譲渡・融資事業

環境事業団の建設譲渡事業は、企業、地方公共団体等の依頼に応じて公害防止、環境保全のための施設・緑地を建設し、長期かつ低利の割賦支払の条件で譲渡するものであり、また、融資事業は、公害防止のための施設設置等に必要な資金の企業、地方公共団体等への融資を行うものである。その主な原資は、財投資金であるが、利息収支の差は政府交付金により補てんされている。

財務調査では、これらの事業に係る割賦譲渡元金や貸付金の債権のうち、地方公共団体向けについては延滞債権、利息未収債権等は発生していないが、民間企業向けについては増大していることから、一定の貸倒リスクに対応した「貸倒引当金計上額の充実」及び「債権のリスクの軽減や政策コストを勘案した債権管理方策の検討を進めていくこと」を課題として提起した。

その後の状況をみると、環境事業団では、延滞債権に係る企業の調査を実施し、回収見

込額の算定及び償還期限延長等の回収方策の検討を行い、回収額の確保に努めている。しかし、平成 12 年度末の延滞債権残高は 228 億円と 8 年度の 2.4 倍に増大している。このような状況を踏まえ、民間企業向け債権全体（平成 12 年度末残高 2,595 億円）を対象に環境事業団が回収見込みを点検した結果、その約 13 パーセントに当たる 330 億円が回収不能と見込まれている。さらに、平成 8 年度まではほとんどなかった貸倒償却が 10 年度以降増加しており、これに伴い政府交付金の投入額も 12 年度には 118 億円と 8 年度の 3.4 倍に増大している。このため、政府交付金を抑制するためにも、今後とも、譲渡・貸付先企業の経営状況及び回収見込額を的確に把握し、追加担保の徴収等適切な債権管理方策を講じていくことが必要である。

なお、新規の貸付けについては平成 11 年 10 月に日本政策投資銀行に移管済みであり、また、建設譲渡事業のうち多額の延滞債権を生じている集団設置建物建設譲渡事業等の民間企業向けに係る新規譲渡契約は、平成 11 年度以降ない。

本事業については、整理合理化計画においても、「集団設置建物建設譲渡事業について、現に事業実施中のものを除き廃止する」ほか、「債権回収について、平成 14 年度から民間委託等を通じ効率的に実施し、特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る」ことが決定されている。

3) 運輸施設整備事業団の船舶共有建造事業

運輸施設整備事業団の船舶共有建造事業は、海上運送事業者と費用分担して船舶建造を行い、しゅん工後は当該船舶を海上運送事業者との共有とし、当該運送業者に使用・管理させるものであり、同事業団が分担した費用は、当該船舶の共有期間内に海上運送事業者から船舶使用料として回収する仕組みである。その主な原資は財投資金であり、事業資産（共有船舶持分）は、平成 12 年度末現在約 4,500 億円となっている。

財務調査では、船舶使用料の未収金が増加し、貸倒れリスクが増大しているのに対し、貸倒引当金は当年度の収支差相当分が計上されており、リスクに連動したものとなっていないため、将来的には貸倒引当金の不足が懸念されることから、貸倒れの「リスクに見合った引当金の計上が必要である」と課題を提起した。

その後の状況をみると、経営基盤の強化を図る観点から、政府補給金の大幅な増加が行われるとともに、平成 13 年 6 月から事業金利の引上げ措置が講じられている。一方、平成 10 年度以降、未収金の新規発生額が急増し、12 年度末残高は 335 億円と 9 年度末の 3.4 倍となっていることから、12 年度の貸倒引当金の計上額（25 億円と 9 年度末の 1.6 倍）が貸倒れリスクに見合ったものとなっているかどうか早急な検証を行い、経営改善の見通しを明らかにすることが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「事業の対象を真に政策的必要性のあるものに重点化し事業規模を大幅に縮小するとともに、平成 28 年度までのできる限り早い時期に、

未収金の処理を終了する」こととし、その時点で「廃止を含め改めて事業のあり方を見直す」こと等が決定されている。

4) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の高度化融資・出資事業

中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の高度化融資・出資事業は、中小企業者が組合等を設立して行う中小企業構造の高度化に寄与する事業（集団化、施設集約化等）及び第三セクター等が地域の中小企業者を支援する事業（商店街整備等支援施設の設置・運営等）に対して、融資を行うものである。その主な原資は、政府出資金及び債券発行により調達した資金である。

財務調査では、多額の貸付資金残（手元資金）、政府出資金を主な財源とすることによる順ざや収支差から積み上がった利益剰余金及びほとんどが手元資金となっている出資事業資金が平成 8 年度末現在計 3,263 億円にも及んでいたことから、「資金需要の動向を踏まえつつ、余裕金の有効活用を図っていくこと」を課題として提起するとともに、「その際、追加出資の適切な抑制や必要に応じ更なる貸付金利の引下げ等の検討が必要である」と指摘した。

その後の状況を見ると、中小企業総合事業団では、平成 11 年度から、融資対象要件の緩和、事業メニューの大括り化、貸付割合の引上げ及び貸付金利の引下げ等の措置を講ずるとともに、追加出資の抑制を行ったものの、事業実績は伸びず、12 年度の余裕金は計 4,199 億円と 8 年度の 1.3 倍に拡大する状況であることから、余裕金の有効活用を図るためのより一層効果的な対策を講ずることが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「ユーザーの利便性に配慮して、効率を向上させる」こと、「金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする」こと等が決定されている。

5) 中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の中小企業倒産防止共済事業

中小企業総合事業団（旧中小企業事業団）の中小企業倒産防止共済事業は、中小企業者が掛金を拠出し、中小企業の連鎖倒産を防止するため、無担保、無保証人、無利子で、掛金総額の 10 倍の範囲内で事業運転資金として共済金の貸付けを緊急的に受けることができる制度である（平成 12 年度末の基金総額 6,674 億円、同貸付金残高 3,618 億円）。

財務調査では、平成 4 年度以降延滞債権が急増し、貸倒引当金計上額を超えるとともに、6 年度以降は近年伸び率が鈍化している余裕金（掛金を積み立てた基金の総額と将来の解約に備え保有すべき掛金総額の差。12 年度で 1,390 億円）の伸び率を超えて増大していたことから、「延滞債権がこのまま増大した場合には、結果的に貸倒損失の増大につながり、中長期的には余裕金が底を尽き、制度そのものをゆるがすことが懸念される」と課題を指

摘した。

これに対して、中小企業総合事業団では、債権保全調査員を増員して回収に努めているが、現下の景気低迷が続く中、回収率及び回収額とも微増にとどまっている。また、平成 12 年度の延滞債権額（貸出条件緩和債権を含む。）は 1,079 億円と 8 年度の 1.4 倍に増大するとともに、貸倒損失についても 9 年度以降急増し、12 年度は 132 億円と 8 年度の 3.6 倍になるなど、財務の状況は一層厳しさを増している。

6) 日本育英会の奨学事業

日本育英会の奨学事業は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学が困難な者を対象として、奨学金の貸与（無利子貸付及び有利子貸付）を行い、その回収を行うものである。その原資は、無利子貸付の場合は一般会計からの借入金と回収金、有利子貸付の場合は財投資金と回収金（財投資金償還分を除く。）である。

財務調査では、当年度分（初めて回収期日が到来する分）の回収率が緩やかに上昇する中、滞納分の回収率が大きく低下（平成元年度約 48 パーセントが 10 年度約 27 パーセントに）したことに伴って全体の回収率も低下し、事業資金の借入分に係るコスト増をもたらすとともに、延滞債権額が増加している状況を踏まえ、延滞債権の回収について、「滞納後 1 年を経過した債権の回収率が極度に低下する」点に留意して、「早期に法的手続」に着手するとともに、「短期間での回収を実現するための実効ある措置を講ずること」を課題として提起した。

その後の状況をみると、平成 13 年度から、従来は法的手続の対象としていなかった延滞期間 8 年未満の者に対しても個別事情を判断の上で滞納年数にかかわらず支払督促等の法的手続を実施するとともに、短期間での回収を実現するため強制執行も行うなどの取組を行ってきている。

しかし、延滞期間 1 年以上の者の総数約 10 万人（延滞債権額計 630 億円）のうち平成 13 年度に法的手続を実施した対象者は 400 人弱（延滞債権額計 4 億円）とわずかであり、延滞債権の増加（10 年度残高 1,112 億円が 12 年度 1,424 億円）を抑制するまでには至っていないことから、支払督促申立て等の法的手続に早期段階で着手する措置を徹底することが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「より効率的・合理的なスキームへの見直しを行う」こと等が決定されている。

7) 奄美群島振興開発基金の保証事業

奄美群島振興開発基金の保証事業は、国、鹿児島県及び奄美群島内市町村からの出資金（平成 12 年度末までの累計 30 億円）を基に、奄美群島内の中小規模の事業者等が金融機

関から資金の貸付等を受ける際に債務の保証を行うものである。

財務調査では、高い代位弁済率に加え、平成2年度以降每期当期損失を計上し、10年度には欠損金が発生していることから、経営基盤の強化等により、「財務の健全性を確保していくこと」を課題として提起し、このため、「出資金の一層の増額等について検討するとともに、審査や債権管理の一層の充実強化を通じて保証事業のリスク（代位弁済率）を低く抑える措置を講ずることも必要」であると課題を提起した。

その後の状況をみると、奄美群島振興開発基金では、出資金の増額を図るとともに、審査、債権管理の充実強化のため、審査マニュアルの作成などの改善策を講じたものの、依然として代位弁済率は高く、当期損失の額が拡大して累積欠損金が増大（平成12年度末3億6,200万円）するなど、財務状況の改善は進まず、経営内容が一層厳しさを増している。

本事業については、整理合理化計画においても、「保証残高の縮小（中略）等の措置を講じ、財務の健全化を図る」こと等が決定されており、審査や債権管理の充実強化について、実効ある対策を講ずることが必要である。

8) 奄美群島振興開発基金の融資事業

奄美群島振興開発基金の融資事業は、国、鹿児島県及び奄美群島内市町村からの出資金（鹿児島県からは出資金及び借入金）を原資（平成12年度末までの累計142億円）として、奄美群島内の中小規模の事業者等に小口の事業資金等を長期・低利で融資するものである。

財務調査では、貸倒引当率が著しく低い水準で定率に設定されており貸倒リスクに見合ったものとなっていないこと及び当期利益が小幅に推移しており累積欠損金の解消には長期を要するとみられることから、「貸倒リスクを明らかにし、それに見合った貸倒引当金の計上を行う」とともに、「経営基盤や審査の充実強化等の措置について検討する」ことを課題として提起した。

その後の状況をみると、奄美群島振興開発基金では、審査マニュアルの作成等により審査の充実強化に取り組むとともに、行政コスト計算書作成等に当たっての自己査定を通じて貸倒リスク（平成12年度7.5億円）を明らかにした。しかしながら、貸倒引当率については漸増させているものの依然十分ではなく、また当期利益も小幅な推移が続き、累積欠損金（平成12年度末1億5,700万円）の解消には長期を要するものと見られる。したがって、リスクに見合う貸倒引当金の計上及び経営基盤の充実強化等の経営改善策を引き続き講じていくことが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し等の措置を講じ、財務の健全化を図る」こと、「貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する」こと等が決定されている。

イ 建設した施設等の利用料金、販売収入等により投下資金を回収し又は費用を賄う仕組みで事業が行われるもの（7事業（6法人））

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 地域振興整備公団の土地造成事業

地域振興整備公団の土地造成事業は、地方都市の開発整備のための宅地の造成、工業の再配置を促進するための中核的工業団地等の造成及び産炭地域の振興のための事業用団地の造成を行うものである。その主な原資は、財投資金及び債券発行により調達した資金である。

財務調査では、バブル期後に工業用及び事業用の造成地の譲渡実績が低下する一方で、土地の取得及び造成のための投資が拡大し、在庫及び債務の回転期間（土地資産額又は債務残高を譲渡収入額で除したもの）が長期化しており、土地資産の収益力の低下と債務償還の長期化を通じて、将来的に財務内容に悪影響を与える要因がみられたことから、地方都市開発整備等事業及び工業再配置等事業について、事業を展開するに当たり「各事業の需要動向を的確に把握」すること等を課題として提起した。また、産炭地域振興事業については、「企業ニーズに合わせた事業団地の供給方法を検討するなど企業誘致に工夫を凝らし、造成が完了した土地の分譲促進に努めていく」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成11年度に設置された第三者による事業評価監視委員会の検討結果や、行政監察の結果に基づく勧告（10年1月）の指摘等を踏まえ、地方都市開発整備等事業及び工業再配置等事業では、事業の再評価や需要動向の的確な把握を図るとともに、その結果に基づき、新規事業地区の中止、段階造成への見直しを行うなど、投資の抑制に努めている。しかしながら、工場立地の低迷の影響等もあって譲渡収入の減少傾向（平成12年度の譲渡収入は地方都市開発整備等事業で172億円、工業再配置等事業で64億円）が続き、在庫及び債務の回転期間がさらに長期化している。需要の落ち込みに対応した一層の投資の抑制と譲渡の推進による債務の圧縮等財務内容の悪化を防ぐための取組が早急に必要である。また、産炭地域振興事業については、平成12年度から割賦支払期間の延長などの措置を講じているが、今後とも企業ニーズを踏まえて分譲促進を図っていくことが必要である。

整理合理化計画では、「地方都市開発整備等事業」については、「都市再生を図るものを除き、新規採択を行わない」こと、事業実施中の「資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図る」こと等が決定されている。また、「工業再配置事業」については、「新規の予算採択は厳に抑制する」とともに、既に採択された案件は「採算性が見込まれ真に必要なものに限定して実施する」こと、実施中の事業は、「造成工事を売却の目途のたつ範囲に限定し、早期に売却する」こと等が決定されている。

2) 都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の都市基盤整備事業

都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の都市基盤整備事業は、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を実現するための都市の基盤整備として、市街地の整備改善や良質な賃貸住宅等の建設・管理を行うものである。その主な原資は、財投資金、債券発行により調達した資金、政府補給金等である。なお、平成 11 年 10 月の住宅・都市整備公団から都市基盤整備公団への移行に伴い、分譲住宅業務は、再開発を伴うもの等以外から撤退している。

財務調査では、住宅及び宅地の販売が不振となり、保有用地が完成資産として計上されるまでの回転期間が長期化していること等に伴って、債務残高が増大し、債務返済能力を示すキャッシュフロー比率が著しく低下して債務の償還の長期化が懸念されることから、「事業の重点化に伴い継続して保有する意義が薄れた用地の早期処分を進めるとともに、長期の収支予測等を立てつつ、債務の償還計画を策定し、計画的な償還を進めること」を課題として提起した。

その後の状況を見ると、平成 11 年 10 月以降、民間への譲渡や地方公共団体への移管などにより未使用用地は減少している。しかし、財務の状況を見ると、譲渡収入の減少に伴い、準備金の取崩しが続いている。また、建設費等の投資額は減少しているものの平成 10 年度以降借入額が償還額を上回っていることから、12 年度末の債務残高は 15 兆 4,831 億円と 8 年度末の 12 パーセント増となっている。このように償還の長期化が一層懸念される状況にあることから、早急に長期収支や債務償還の見通しを策定することが必要である。

本事業について、整理合理化計画では、次のとおり決定されている。

市街地整備改善事業については、「都市再生を図るものに限定する」こととし、「新規の宅地分譲事業（（中略）いわゆるニュータウン開発事業）は廃止する」こと、実施中の事業についても、資産の「時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させる」ことを決定している。

また、賃貸住宅事業については、「自ら土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設は行わない」こと等を決定している。

3) 都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の鉄道事業

都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の鉄道事業は、ニュータウン開発と一体として同公団が建設した鉄道施設（千葉ニュータウンにおける北総・公団線）を鉄道事業者へ使用させ、鉄道線路使用料を得て、事業資金として調達した借入金等の償還に充てるものである。

財務調査では、鉄道線路使用料収入を左右する駅利用圏内の入居実績が入居計画を大幅に下回り、昭和 59 年の開業以来、事業収入では支払利息を賄えず、経常的に当期損失が発生して債務超過（平成 8 年度末 141 億円）の状態にあることから、「償還が確実なものとなるよう、現状に即した長期収支計画を策定すること」を課題として提起した。

その後の状況をみると、都市基盤整備公団では、保守業務を民間委託するなどの措置を講じているが、入居実績が依然として低調なことから累積欠損が増大しており、債務超過（平成 12 年度末 194 億円）を解消する見通しが立っていない。

本事業については、整理合理化計画においても、「採算性の現状及び見通しについて情報公開するとともに、採算性の確保のための事業の見直しを行う」ことが決定されており、現状に即した長期の収支見通しの下で早急に事業の見直しを行うことが必要である。

4) 労働福祉事業団の労働福祉事業（労災病院の設置・運営）

労働福祉事業団の労働福祉事業は、被災労働者の円滑な社会復帰の促進のため、労災病院（計 37 病院）を設置・運営しているものである。労災病院については、施設・設備の整備の原資は、労働保険特別会計からの出資金（平成 12 年度末までの累計 6,597 億円）であるが、運営には交付金等は投入されていない。

財務調査では、労災病院の経営は昭和 63 年度以降連続して当期損失を生じていることから「事業費の一層の削減」が必要であり、また、労災病院における労災患者の比率が平成 8 年度で約 6 パーセントにまで低下するなど労災病院の果たす役割が変化する中で、「特殊法人等の整理合理化について」（平成 9 年 12 月 26 日閣議決定）において、その運営の在り方について統合及び民営化を含め検討することとされており、労災病院の再編合理化を進める上でも、「当期損失を解消し赤字経営から脱却する必要性は高い」と課題を提起した。

その後の状況をみると、労働福祉事業団では、共通役務業務の民間委託化を進め経費の節減に努めるとともに、赤字病院等の中期経営改善計画、個別の労災病院等の再編計画を策定するなど組織の再編と業務の合理化の取組を進めてきている。しかし、毎年度当期損失を計上（平成 12 年度 140 億円）しており、累積欠損金が増大（12 年度末 2,218 億円）している。

本事業については、整理合理化計画においても、「労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る」ことが決定され、この「再編の対象外となる労災病院については、廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する」ことと決定されていることから、労災病院の再編と業務の合理化へ向けて、一層の取組が必要である。

5) 簡易保険福祉事業団の加入者福祉施設事業

簡易保険福祉事業団の加入者福祉施設事業は、簡易生命保険の加入者の健康増進、保養等のための加入者福祉施設（老人福祉施設、診療施設、保養施設等）の設置・運営を行うものである。施設の建設の原資は簡保特会からの出資金（平成 12 年度末までの累計 4,422 億円）であり、運営費の一部及び減価償却費に充てるものとして簡保特会から交付金（同累計 5,215 億円）が支出されている。

財務調査では、交付金収入を除くと損失の計上となること、「特殊法人の整理合理化について」（平成 7 年 2 月 24 日閣議決定）により施設の運営に係る政府交付金の縮減を行うとされていることから、「採算性の低い宿泊施設の整理を進め、政府交付金の縮減を図る」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、簡易保険福祉事業団では、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日閣議決定）を踏まえ、施設の経営成績を明確にする「一定の基準」を設定して、施設の整理合理化を進めるとしている。また、その後の運営に係る交付金の交付額を見ると、平成 8 年度の 173 億円から 12 年度の 167 億円へと縮減しているものの、なお一層の縮減に向けた取組が必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「不採算施設の統廃合や競争条件を付した外部委託の拡充など効率化に向けた改善を実施し、宿泊施設、レク施設運営に係る経費負担を縮減し、平成 19 年度までに運営費交付金を廃止する」こと等が決定されている。

6) 日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設事業

日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設事業は、共済制度加入者等に対する福利厚生の一環として、会館、宿泊所等の施設の設置・運営を行うものである。これら施設の運営経費は、施設利用収入（宿泊経理）及び保健経理からの繰入金（福祉事業に充当するための掛金の一部）により賄われている。

財務調査では、収支が悪化する傾向にあり、累積欠損も拡大していることから、収支の改善のため、「施設の改修費や人件費の抑制を図る」ことを課題として提起した。

その後の状況を見ると、日本私立学校振興・共済事業団では、施設の新設及び老朽化に伴う建替えを行わず、また、レストラン等の営業部門や清掃業務等の外部委託を図るなど改修費や人件費の抑制に努めているが、依然、保健経理からの繰入れ（平成 12 年度 42 億円と 8 年度の 2 倍）を除いた実質ベースの収支は赤字であり、累積欠損金も増大している（12 年度末現在 115 億円）ことから、経費縮減に向けて、一層の取組が必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しく不採算に陥っている施設は、整理する」こと等が決定されている。

7) 関西国際空港株式会社の空港の設置・管理事業

関西国際空港株式会社（以下「関空会社」という。）の空港の設置・管理事業は、国、地方公共団体及び民間から出資を受けた関空会社が、国が定めた基本計画を基に関西国際空港の設置及び管理を行うものである。主な原資は、出資金のほか、社債発行及び借入れによる有利子資金（２期事業の一部には国等からの無利子借入金あり）である。

財務調査では、１期事業（滑走路１本）による長期債務に、２期事業（平行滑走路等）による債務が加わり、平成６年度の開港以来毎年損失を出す「創業赤字」の状態が続き１０年度の累積欠損が１,３３３億円となり、長期債務の縮減に至らないなど、関空会社の経営は厳しい状況にある一方で、主たる収入である空港使用料は航空輸送需要に大きく左右されることから、「適時、適切に経営見直しを見直していくこと」、「経費の削減対策」を講ずるとともに「空港全体として関空会社の増収につながる方策を推進すること」を課題として提起した。

その後の状況をみると、関空会社では、平成１２年度から国際線着陸料の営業割引の導入による需要喚起等の増収対策や人員削減を始めとする経費削減に取り組んでいる。その結果、当期損失は減少傾向を示しているものの、２期事業の進捗のため長期債務の縮減には至っておらず、１２年度の累積欠損は１,７２９億円となるなど経営はなお厳しい状況にある。２期事業については、安定的な実施と収支採算性の確保の観点を踏まえ、平成１３年１２月、事業のスキームの見直しが財務及び国土交通の両大臣間で合意され、事業費の削減と事業の段階的を行うとともに更なる経営改善を行うこととされており、今後とも、経費縮減と増収に向けて効果的な対策を講じていくことが必要である。

なお、整理合理化計画では、関西国際空港、新東京国際空港及び中部国際空港を指す「国際ハブ３空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成１４年中に政府において結論を得る」ことが決定されている。

ウ その他の事業（２事業（２法人））

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 環境事業団の地球環境基金事業

環境事業団の地球環境基金事業は、政府出資金及び民間等からの資金拠出により造成した基金の運用収入により、内外の民間団体の環境保全活動に対する助成等を行うことを目的とするものである。

財務調査では、本事業が基金事業であるにもかかわらず、当時の基金残高（平成８年度７３億円）による運用収入では一般管理費（同２.３億円）を賄うに至らず、事業費の全額（同７.５億円）を国からの補助金に依存している状況にあることにかんがみ、公的資金の投入方

法については見直しの余地があり、「より弾力的に国庫補助金依存体質からの脱却に向けた措置の検討が必要」であると課題を提起した。

その後の状況をみると、政府出資金による基金の積み増し（平成 12 年度基金残高 131 億円）等もあり、平成 10 年度以降運用収入で一般管理費を賄ってきているが、事業費のほとんどを補助金に依存する構造は変わっておらず、国庫補助金依存体質からの脱却に向けて一層の取組が必要である。

本事業について、整理合理化計画では、「国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了する」ことを明記するとともに、「業務を縮減し、重点化を図る」こと等が決定されている。

2) 社会福祉・医療事業団の心身障害者扶養保険事業

社会福祉・医療事業団の心身障害者扶養保険事業は、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（心身障害者の保護者（加入者）が掛金を納付し、加入者の死亡後に心身障害者に対して一定額の年金を終身給付する制度）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を同事業団が保険する事業である。原資は、地方公共団体を経て社会福祉・医療事業団に納付される加入者の納付する掛金であり、同事業団は、加入者を被保険者とする生命保険契約（再保険）を生命保険会社と結び、得られる保険金を年金資産（平成 12 年度残高 343 億円）として運用し、年金給付に必要な額を地方公共団体に支払っている。

財務調査では、近年の金利水準からみて大幅に高い 4.5 パーセントの運用利回りが確保されることを前提として年金資産の運用が行われていることから、「将来を見通した年金資産の必要積立額の考え方を導入するなど財務管理の在り方の検討や、財務状況に応じた適時かつ適切な保険料等の見直しを行っていくこと」を課題として提起した。

その後の状況をみると、単年度ベースの保険収支及び年金収支は改善を示しているが、社会福祉・医療事業団が有識者を集めて行った検討結果でも、例えば今後の年金資産の予定利率を 3.0 パーセントとした場合であっても、数理上必要な年金資産額に対して 436 億円（平成 12 年度末現在価値換算）の不足が見込まれると推計されているほか、内外の株式・社債市場の動向の影響を受けて、運用利回りが安定を欠いている（11 年度 3.9 パーセント、12 年度 0.4 パーセント）状況がみられる。近年の低金利の下で運用利回りが大幅に改善されることを見込むことは当面困難であるとしても、安定的な運用に配慮しつつ、年金資産を効率的、効果的に運用していくことが必要である。